

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム 2023 年度年次報告書

2024 年 3 月 29 日

1. 年次報告書の概要

以下に、社会保障・障害と開発分野プラットフォームの 2023 年度の活動内容を報告します。本プラットフォームは、＜社会保障＞と＜障害と開発＞の二つの分野を包含し、以下の（１）から（３）の業務を実施しました。

（１） ホームページ立ち上げ

2023 年 7 月 3 日にプラットフォームホームページを公開しました。7 月 5 日～11 日に開催された JICA 能力強化研修「障害と開発」でもプラットフォームの始動について広報を行いました。プラットフォームホームページはこちら。

https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/platform.html

（２） プラットフォーム事務局運営

① プラットフォーム会員の登録、管理

2024 年 3 月 15 日の時点で登録数は、団体会員団 24 体、個人会員 209 名となりました。団体会員については、添付 1 を参照ください。個人会員の属性は、以下のとおりです。

表 1 個人会員の属性

開発コンサルタント	37 名
研究機関	35 名
JICA 海外協力隊隊員	33 名
JICA（職員・専門家）	31 名
NGO/NPO	13 名
学生	0 名
障害当事者団体	10 名
民間企業（開発コンサルタント以外）	8 名
その他（医療機関・社会福祉機関・公的機関・財団・任意団体・国際機関・なし等）	42 名
合計	209 名

② プラットフォームのホームページ改訂

情報発信のタイミングで、月 2 回ほど会員一覧を更新し、ホームページに掲載しています。

③ プラットフォーム会員からの問い合わせへの対応

メールでいただくお問合せに、随時対応しました。

表 2 問い合わせの内容と対応

	問い合わせ内容	対応
1	ホームページに団体情報が掲載されたら一報がほしい。	公開されたタイミングでご連絡しました。
2	会員登録期限はあるか。	会員登録期限はない旨を、ご連絡しました。
3	会員になる前の情報発信の内容を共有してほしい。	1 回分のみだったため、メール添付にて共有しました。 ※現在は、GIGAPOD にて会員限定でアーカイブを公開しています。
4	所属ゼミ生は全体会合に参加可能か。	ゼミとしての団体登録またはゼミ生の個人登録をご案内しました。
5	プラットフォームのチラシはあるか。	ホームページのチラシをご案内しました。
6	会員にイベントの告知をしてほしい。	会員にメールで情報共有をしました。

④ プラットフォーム会員への情報発信

2023 年 7～12 月は、毎月中旬と月末の 2 回に配信しました。2024 年 1 月からは、月末に配信しています。過去の内容についても共有してほしいとのご要望を受け、GIGAPOD でアーカイブを公開しています。

これまでに配信した内容は、以下のとおりです。詳細は、添付 2 を参照ください。

表 3 情報発信の配信内容一覧

回数	配信日	内容
第 1 回	2023 年 7 月 31 日	国際動向に関するニュース
第 2 回	2023 年 8 月 16 日	グローバル・アクセラレーター
第 3 回	2023 年 8 月 31 日	障害インクルーシブな PCM 手法
第 4 回	2023 年 9 月 15 日	日本の子どもの保護
第 5 回	2023 年 9 月 29 日	JICA 事業の紹介
第 6 回	2023 年 10 月 13 日	アジア開発銀行主催イベントレポート
第 7 回	2023 年 10 月 27 日	日本企業の合理的配慮優良事例
第 8 回	2023 年 11 月 20 日	全体会合実施報告
第 9 回	2023 年 11 月 30 日	子どもの社会的保護

第 10 回	2023 年 12 月 15 日	国際障害者の日のイベント紹介
第 11 回	2023 年 12 月 27 日	中東の社会的保護政策
第 12 回	2024 年 1 月 31 日	点字に関する取り組み
第 13 回	2024 年 2 月 29 日	世界の児童手当の動向
第 14 回	2024 年 3 月 29 日	障害インクルーシブな災害リスク軽減

⑤ 会員主体の企画運営への協力

2023 年 10 月に実施した全体会で、会員の皆様の提案による勉強会等の開催のご要望が寄せられました。これを受け、会員の皆様から、企画の提案を募集しました。団体会員である認定特定非営利活動法人 DPI 日本会議からの提案により、4 月 19 日（金）14 時～16 時に「障害の社会モデルと人権モデル：障害と開発を考える」というテーマのセミナーを開催する予定です。

参加される方は、4 月 16 日（火）日本時間 23 時 59 分までに以下のフォームからお申し込みください。

申し込みフォーム：<https://forms.office.com/r/sdzWOMpmcE>

（３）全体会合開催

① 第 1 回全体会合

2023 年 10 月 31 日に実施し、49 名の会員が参加しました。開催の目的は、プラットフォームの立上げと会員同士の人的関係の形成のためのフラットな意見交換の機会とすること、加えてプラットフォームの目的や今後の活動に関して関係者間で共通認識を醸成することでした。報告書の概要は添付 3 をご覧ください。

② 団体会員の取り組み紹介

第 1 回全体会合で、他の会員の取り組みを知りたいとのご要望が寄せられました。これを受け、団体会員の社会保障・障害と開発分野の取り組みを、2024 年 1 月から毎月中旬と月末の 2 回に配信しました。過去の配信は GIGAPOD でアーカイブを公開しています。

これまでに配信した内容は、以下のとおりです。詳細は、添付 4 を参照ください。

表 4 団体会員紹介一覧

回数	配信日	団体会員
第 1 回	2024 年 1 月 15 日	▪ アイ・シー・ネット株式会社
		▪ 一般社団法人アフリカ開発協会
第 2 回	2024 年 1 月 31 日	▪ NPO 法人ウィーログ
		▪ 一般社団法人 WITH PEER

第 3 回	2024 年 2 月 15 日	▪ (株) オリエンタルコンサルタンツグローバル ▪ (株) コーエイリサーチ & コンサルティング
第 4 回	2024 年 2 月 29 日	▪ 合同会社 適材適所 ▪ 国際リハビリテーション研究会
第 5 回	2024 年 3 月 15 日	▪ 特定非営利活動法人 支援技術開発機構 ▪ 障害分野 NGO 連絡会 (JANNET)
第 6 回	2024 年 3 月 29 日	▪ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン ▪ 特定非営利活動法人 DPI 日本会議

③ 個人会員の取り組み紹介

第 1 回全体会で、他の会員の取り組みを知りたいとのご要望が寄せられたことから、個人会員の社会保障・障害と開発分野の取り組みを、以下のリンクでご紹介しています。以下のリンクに、名前、「社会保障・障害と開発分野」に関連するご自身の取り組み、関心をご記入いただけます。いずれの欄の記入も任意です。ご自身が書き込むことなく、他の会員の取り組みを閲覧するだけでも可能です。以下のリンクを知っている方は、記入と閲覧ができます。

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム 個人会員の取り組み紹介

リンク : <https://x.gd/u8mvs>

添付資料

添付 1 : 団体会員リスト

添付 2 : 2023 年 7 月～2024 年 3 月までの情報発信

添付 3 : 全体会合実施報告書

添付 4 : 2024 年 1 月～3 月までの団体会員の取り組み紹介

団体会員リスト

添付1

【団体会員:23 団体】(五十音順) (匿名希望 1 団体)

※2024 年 3 月 15 日時点

団体名	ホームページ URL
アイ・シー・ネット株式会社	https://www.icnet.co.jp/
一般社団法人アフリカ開発協会	http://afreco.jp/
茨城県福祉介護事業協同組合	http://www.ibaraki-fukushi.jp/
NPO 法人ウィーログ	https://wheelog.org
一般社団法人 WITH PEER	https://www.withpeer.org/
(株)オリエンタルコンサルタンツグローバル	www.ocglobal.jp
(株)コーエイリサーチ&コンサルティング	https://www.k-rc.co.jp/
合同会社 適材適所	https://tekizaitekisho.org/
国際リハビリテーション研究会	https://int-rehabil.jp/
特定非営利活動法人 支援技術開発機構	https://www.atdo.jp/
障害分野 NGO 連絡会 (JANNET)	https://www.normanet.ne.jp/~jannet/
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	https://www.savechildren.or.jp/
特定非営利活動法人 DPI 日本会議	https://www.dpi-japan.org/
ドイツ国際平和村	http://japan.friedensdorf.de/
特定非営利活動法人 難民を助ける会 [AAR Japan]	https://aarjapan.gr.jp/
公益財団法人 日本財団	https://www.nippon-foundation.or.jp/
野毛坂グローカル	https://nomezaka-glocal.com/
一般社団法人 Bridges in Public Health	https://biph.jp/
一般社団法人精神障害当事者会ポルケ	https://porque.tokyo/
株式会社三菱総合研究所	https://www.mri.co.jp/
モザンビークの新しい教育を支援する会	https://web.facebook.com/profile.php?id=100091583537564
一般社団法人モザンビークのいのちをつなぐ会	http://www.tsunagukai.com
株式会社ライフサポート山野	http://ls-yamano.jp/

2023 年 7 月～2024 年 3 月までの情報発信

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2023 年 7 月 31 日

● 最近の国際的動向

2023 年 6 月 14 日と 15 日に、国際労働機関（ILO）によって「仕事の世界サミット：すべての人に社会正義を」と題されたイベントが開催されました。

ILO のウングボ事務局長の基調講演では、労働市場がコロナウイルス、貧困、気候危機、紛争や人道的危機、第 4 次産業革命などの多様な要因により急激に変化しており、即座の対応が必要なことが強調されました。このような状況において、「社会正義のためのグローバル連合体（Global Coalition for Social Justice）」の構築が提唱され、世界のさまざまな課題に対処し、より包括的かつ持続可能な労働環境の実現を目指すことが示唆されました。

「社会正義のためのグローバル連合体」は、2022 年に ILO によって提唱された構想です。開発協力及び金融・貿易・投資協定を含む国家及び地域並びに国際的な政策決定や実施において、より協調的かつ一貫性をもって連携を促進し、不平等の軽減や SDGs の達成を目指す枠組みです。現在、具体的な検討が進められています。

➤ 詳細は、[こちら](#)から

2023 年 6 月 13 日から 15 日に、ニューヨーク国連本部で「第 16 回障害者権利条約締約国会議」が開催されました。

この会議のテーマは「国家政策及び戦略と障害者権利条約の調和：成果と課題」であり、分科会では、(1)障害者の性と生殖に関する保健サービスへの平等なアクセスとアクセシビリティの確保、(2)障害者のためのデジタルアクセシビリティ、(3)障害者の代表的でないグループへのアプローチという 3 つのテーマが取り上げられました。次回の第 17 回障害者権利条約締約国会議は、2024 年 6 月 11 日から 13 日にニューヨーク国連本部で開催される予定です。

➤ 詳細は[こちら](#)から

2023 年 6 月 27 日と 28 日に、「社会的保護と公共財政管理（SP&PFM）の相乗効果向上に向けた国際シンポジウム」が開催されました。

ILO、国連児童基金（UNICEF）、社会的保護フロアのためのグローバル連合（Global Coalition for Social Protection Floors）および欧州連合（EU）が共同でシンポジウムを開催しました。シンポジウムでは、SP&PFM の事業を通じて達成された以下の成果が報告されました。

- ・ カザフスタンにおいて、20 万人の障害者に対して社会的保護を拡大した実績

- ・セネガルにおいて、約 30 万世帯の子どもを持つ家族に家族給付を拡大した実績
- ・ネパールにおいて、23 万人のインフォーマル経済で働く労働者へ社会的保護を拡大した実績

さらに、成功の要因として、財務と社会保護を担当する省庁間の協調や事業主及び労働者組織の効果的な参加が鍵となることが明らかにされました。このシンポジウムは、社会的保護と公共財政管理に関する国際的な協力と知見共有の場となり、より包括的な社会保護制度の構築に向けた重要な一歩となりました。

➤ 詳細は[こちら](#)から

2023 年 7 月 10 日から 19 日に、ニューヨーク国連本部で「国連ハイレベル政治フォーラム」が開催されました。

このフォーラムの主題は、「コロナウイルス (COVID-19) からの回復を加速し、あらゆるレベルで持続可能な開発のための 2030 アジェンダを完全に実施すること」でした。特に、持続可能な開発目標 (SDGs) のうち、目標 6 (安全な水とトイレを世界中に)、目標 7 (エネルギーをみんなにそしてクリーンに)、目標 9 (産業と技術革新の基盤をつくろう)、目標 11 (住み続けられるまちづくりを)、目標 17 (パートナーシップで目標を達成しよう) の詳細なレビューが実施されました。

➤ 詳細は、[こちら](#)から

● イベント情報

- 2023 年 8 月 9 日 : [国連社会経済局 国際先住民族の日基調講演「自己決定の変化をもたらす主体としての先住民族の若者たち」](#)
- 2023 年 8 月 12 日 : [国連社会経済局 国際若者の日イベント「若者のためのグリーン・スキル：持続可能な世界に向けて」](#)
- 2023 年 9 月 18-19 日 : [国連 SDG サミット](#)
- 2023 年 9 月 26-28 日 : [アジア開発銀行「アジア太平洋社会的保護ウィーク 2023」](#)

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2023 年 8 月 16 日

- 「公正な移行に向けた雇用と社会的保護に関するグローバル・アクセラレーター」について

なぜグローバル・アクセラレーターが注目されているのか？

コロナの流行やウクライナ紛争で世界経済・金融システムの脆弱性が露呈され、包括的な構造転換を促進する必要性が再認識されました。2023 年 4 月に開催された「グローバル・アクセラレーターに関するハイレベル協議」では、ベルギー・ドイツ・ポルトガル・スペインによって本構想を支持する共同声明が発表され、パスファインダー国（グローバル・アクセラレーター実施国）として、マラウイ、ナミビア、ネパールによる意見交換が行われました。また、9 月に開催される SDG サミットのプレイベントである SDG アクション・ウィークエンドでもセッションが設けられる予定であり、今注目されている国連の構想です。

グローバル・アクセラレーターとは

2021 年 9 月、SDGs の達成や雇用の回復、公正な移行を通じて持続可能でインクルーシブな経済を促進し、世界的な行動を迅速に進めるために、国連事務総長によって立ち上げられました。グリーン経済、デジタル経済、ケア経済を含む **4 億のディーセント・ジョブ**（働きがいのある人間らしい仕事）の創出を各国が支援し、現在排除されている 40 億の人々に**社会的保護の適用を拡大**するために、異なる国や地域が協力して取り組む国際的な協調を強化し、より包括的かつ効果的な解決策を見つけ出すことを目的としています。

グローバル・アクセラレーターの 3 つの柱

- (1) **政策**：ディーセント・ジョブ、持続可能な開発、普遍的な社会保障への投資を組み合わせた統合的な国家戦略・政策の立案、実施、モニタリングを行う。
- (2) **財政**：追加的な資源を動員し、既存の資源をより有効に活用し、開発、気候変動、人道支援を含む国内外の複数の資金源間の調整を強化し、既存または新規の資金調達戦略を支援する。
- (3) **多国間協力**：多様な関係者が関与する国内の政策調整を効果的に行うための体制の強化や国際的なパートナーとの連携構築を行う。

実施方法

グローバル・アクセラレーターは、国の優先政策や開発計画に沿う形で、パスファインダー国の公正な移行に向けた雇用と社会的保護改革を 3 年半～5 年の期間で支援します。その中核を担うのが、技術支援機関（Technical Support Facility）です。総合的な戦略を提供し、実施能力強化、データ収集やモニタリングを行います。初期のパスファインダー国のロードマップは、SDG サミットまでに開示される予定です。

- 詳細はこちらから

[グローバル・アクセラレーターホームページ](#)

[ILO ニュース「EU 等がグローバル・アクセラレーターの支持を表明」](#)

- イベント情報

- 2023 年 9 月 18-19 日 : [国連 SDG サミット](#)

- 2023 年 9 月 26-28 日 : [アジア開発銀行「アジア太平洋社会的保護ウィーク 2023」](#)

- 2023 年 10 月 4-6 日 : [ILO・WHO・P4H Network 共催ワークショップ「伝染病・パンデミックの予防と対応：社会的保護システムの健康へのインパクトを最大化するには？」](#)

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2023 年 8 月 31 日

● 障害インクルーシブなプロジェクト・サイクル・マネジメントのガイダンスノート

2023 年 3 月、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）が「障害インクルーシブなプロジェクト・サイクル・マネジメントのガイダンスノート」を発行しました。2019 年に国連事務総長が打ち出した「国連障害包摂戦略（United Nations Disability Inclusion Strategy）」を受け、ESCAP は 2020 年に人権の普遍性、差別の禁止、平等な機会、障害者の参加、アクセシビリティの保障、ジェンダー平等、ツイントラックアプローチ、マルチセクターアプローチ等を原則とした「障害包摂政策（Disability Inclusion Policy）」を策定しました。これらのコンセプトを具現化し、プロジェクトマネジメントの全てのフェーズで障害主流化を実践していくためのガイダンスノートです。計画・立案、実施、モニタリング・評価の各段階において、どのような視点を考慮するかについて、ガイダンスノートで提示されているポイントを以下でご紹介いたします。

1. 計画・立案

障害課題がどのようにプロジェクトに反映されるか明確化する

① 障害に関する課題分析を行う

障害に関する課題分析では、課題は何か、プロジェクトがどのようにその課題解決に貢献できるか、障害者にどのような影響があるか、障害の種類・収入・教育状況・都市部と農村部等によって差はないか、障害者の中で対象グループを特定できるか、悪影響を受ける障害者の人権・開発分野は何か等を分析する。

② 参加型アプローチをとり、関係者分析を行う

関係者（特定された課題によって影響を受ける障害者、専門家、様々な種別の障害グループ、活動家など）と協議を行い、望ましい成果を達成できるプロジェクトの対象者を選定する。

③ プロジェクトのアウトカム、アウトプット、活動を計画する

成果や活動を計画する際には、成果品や知識産物（研究論文、出版物、ビデオなど）には障害者の関心事項が含まれているか、成果品や知識産物へのアクセシビリティが確保されているか、ワークショップの主要なリソースパーソンには障害者またはその代表者が含まれているか、合理的配慮が提供されているか、障害者が円滑に参加するための十分なリソースが投入されているか、障害者の視点がアウトカムやアウトプットの枠組みにどのように組み込まれているか、障害者の経済的・社会的参加を評価するための情報収集手法はあるか、ジェンダー・収入・

教育状況・都市部と農村部等の特定の背景をもつ障害のある参加者の範囲は設定されているか、成果の障害包摂に関連する仮定とリスクはあるか、等を検討する。また、財政的・予算的資源を適切に検討し、これらの活動に必要な資金を計画に盛り込むことは、プロジェクト活動を確実に実施し、進展させるのに役立つ。

④ モニタリング・評価を計画する

モニタリング・評価を計画する際には、障害者の生活環境の変化を示すことができる量的・質的データの収集、障害包摂に関するデータの収集、障害者のモニタリング・評価プロセスへの巻き込み方法、報告書のアクセシビリティ、プロジェクトによって形成された製品やサービスの持続可能性、障害者へのフォローアップの計画、教訓等を検討する。

2. 実施

活動の中でアクセシビリティを確保する、障害視点を組み込む、障害者を巻き込む

アウトカム、アウトプットでの重要事項は以下のとおり。

① アウトカム

- 障害に特化したあるいは障害インクルーシブな法律、政策、事業、スキームが策定される
- 障害者の経済的・社会的参加が向上する
- 意思決定過程において障害者の代表性が向上する

② アウトプット

- 関係者の知識が向上する（活動例：障害者の視点に焦点を当てた調査、視覚・聴覚・知的障害者向けに適した形式での広報等）
- 関係者の能力が向上する（活動例：ワークショップや会議で障害者の関心事を取り入れたプログラムを組み込む、障害者が発表者や参加者として参加する等）

3. モニタリング・評価

意図されたアウトプットとアウトカムが達成されたか確認する、障害者を巻き込む、成果品や知識産物へのアクセシビリティの持続性を確保する

モニタリング・評価の際に考慮する事項は以下のとおり。

- 障害者の月収、雇用率、様々な機会（モバイルアプリ・教育・研修・サービス等）へのアクセス状況等に関するデータ収集
- プロジェクトに参加した障害者のインタビューを通じたプロジェクトのインパク

トに関するフィードバック

- プロジェクトに参加できなかった障害者へのインタビューを通じたプロジェクトに参加できなかった理由に関するフィードバック
- 障害分野の専門家へのインタビュー
- プロジェクト対象地域のうち特定地域の障害者グループの調査
- 成果品のアクセシビリティの持続性の確認
- 業務委託事項や評価設問に障害包摂の視点の反映
- 調査やインタビューのアクセシビリティの確保
- 評価基準や過程に障害包摂の視点を組み込んだ評価の独立性の確保
- 次のプロジェクトの形成のための教訓の記録

➤ 詳細はこちらから

- [国連障害包摂戦略](#)
- [ESCAP 障害包摂政策](#)
- [障害インクルーシブなプロジェクト・サイクル・マネジメントのガイダンスノート](#)

● イベント情報

- 2023 年 9 月 18-19 日 : [国連 SDG サミット](#)
- 2023 年 9 月 26-28 日 : [アジア開発銀行「アジア太平洋社会的保護ウィーク 2023」](#)
- 2023 年 10 月 4-6 日 : [ILO・WHO・P4H Network 共催ワークショップ「伝染病・パンデミックの予防と対応：社会的保護システムの健康へのインパクトを最大化するには？」](#)

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2023 年 9 月 15 日

● 日本の子どもの保護：セーフティネットから取り残されてしまう子どもたち

今年の 6 月に可決された改正出入国管理法で、3 回目以降の難民認定申請者は「相当な理由」を示さなければ本国への送還が可能になりました。この変更により、今後強制送還される子どもの数が増えることが懸念されます。今回の情報発信は、日本で生まれ、日本語が母国語の子どもたちが親の出身国である「本国」に送還されるというニュースと、世界的な子どもの保護の状況を紹介します。

子どもの保護とは？

定義：あらゆる状況における子どもの暴力、搾取、虐待の防止と対応

児童労働、児童婚、女性器切除（FGM）など害のある習慣、子どもの商業的性的搾取、子どもに対する暴力の防止、軍隊や武装グループと結びつく子どもたち等の保護も含まれます。

2023 年 6 月、改正出入国管理法可決

今年の 6 月に可決された改正出入国管理法では不法滞在者の扱いが厳格化され、難民認定を申し出ると本国への送還手続きを止める制度を改めました。政府は在留資格を失った外国人が難民申請を繰り返し日本での滞在延長に利用する点を問題視してきました。改正法は送還手続きを止められる申請を原則 2 回までと決めました。入管当局は「相当の理由のある資料」が提出されない限り 3 回目の申請を認めず、強制送還の手続きに入るとしています。衆参両院は難民申請の規定変更に関し 5 年を目途に必要な改定を検討するとしています。

今回の法改正で何が変わる？

▼難民認定の申請中はこれまで送還が認められていませんでしたが、3 回目以降の申請者については「相当な理由」を示さなければ本国への送還が可能になります。

▼また、難民には該当しないものの紛争などから逃れて来た人を「補完的保護」の対象者として受け入れます。

▼送還を妨害した人などに対する罰則も設けられます。

▼「仮放免制度」から「監理措置制度」へ。現行制度では、「仮放免」という形で収容を解く措置があります。「監理措置」は収容の代わりに監理人と呼ばれる入管庁が認める団体や弁護士の監督のもとで生活する制度で、収容される人も 3 か月ごとに監理措置に移行するか見直しが行われます。しかし、この監理措置制度で解放されても、一部の人を除き、基本的に就労は許可されておらず、国民健康保険にも入れない状況は仮放免と変わりません。

日本国内の在留資格のない子どもたち

2023 年 8 月 4 日、齋藤健法相は、日本で生まれ育ったが、親が強制送還対象などのため在留資格を持たない外国人の子どもに対し、一定の条件を満たせば法相の裁量で在留を認める「在留特別許可」を付与する方針を発表しました。140 人以上が対象となる見通しで、家族にも在留を認めるとしています。齋藤法相は「子ども自身に責任はないのに生活が不便な状況に置かれており、何とか救えないかと検討してきた。適正な入管行政を維持しつつ、できるだけ子どもを保護する」と説明しました。

取り残される子どもたちの懸念

一方、「在留特別許可」は「日本で生まれ、小中高校で教育を受けている」18 歳未満が対象であり、親が不法入国、偽造在留カードの使用や偽装結婚、薬物使用などの違反、懲役 1 年超の実刑判決を受けた場合は対象外となります。幼年期に日本に来た子ども、本人ではなく親が犯罪を起こした子ども達は取り残されることになってしまいます。子どもたちへの在留特別許可をめぐり、NPO 法人「移住者と連帯する全国ネットワーク」（移住連）は 8 月 7 日、声明を発表しました。「移住者の権利と尊厳の保障を求める立場から、このような対応を評価する」とした上で、親の事情によって認められなかったり、日本以外の国で生まれた子どもが対象外とされたりすることは「大きな問題」だと主張しました。移住連は、「今回の特例措置に該当しないものの、『帰れない事情』を抱え、日本での正規の在留を求めている外国人が多数います」と述べ、「人道的な視点から、この社会を『居場所』として暮らす全ての非正規滞在者に対し、在留特別許可を適用するよう強く求めます」と要望しました。

難民支援のセクターの中で、食料安全保障、栄養や教育分野などに比べて子どもの保護の分野は歴史が浅く、世界的に見ても難民認定されていない子どもが児童手当等の社会的保護を受給できる制度は多くありません。日本も例外ではなく、難民と認められた人は、原則として国民健康保険への加入資格や、条件を満たす場合は国民年金、児童扶養手当などの受給資格が得られますが、難民認定の申請中は社会的保護がない状態で暮らさなければなりません。

世界的な子どもの保護の状況

UNICEF（国連児童基金）と ILO（国際労働機関）が今年 3 月に発表した新しい[報告書](#)によると、社会的保護（児童手当・家族手当等）を受けられず、貧困、飢え、差別の危険にさらされている子どもの数は年々増加しています。2016 年から 2020 年の間に、児童手当、家族手当等の現金給付を受けられない 15 歳未満の子ども数が 5,000 万人増え、世界全体では合計 14 億 6,000 万人に上りました。同期間に世界のあらゆる地域で児童手当・家族手当のカバー率が低下または停滞しており、どの国も 2030 年までに十分な社会的保護制度の適用を実現するという SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた軌道に乗っていないとされています。十分な社会的保護が提供されないと、子どもたちは、貧困、疾病、教育の喪失、

栄養不良などに陥りやすくなり、児童婚や児童労働のリスクも高まります。また、10 億人の子どもたちが、教育や保健、住宅、栄養、水と衛生へのアクセスがない多次元の貧困の中で暮らしています。新型コロナウイルス感染症のパンデミックの間に、多次元の貧困の中で暮らす子どもは 15%増加し、子どもの貧困削減におけるこれまでの進捗が後退し、社会的保護の緊急性が浮き彫りになりました。

児童手当は生命線

UNICEF の社会政策・社会的保護担当ディレクターのナタリア・ウィンダー＝ロッシは、「家族が経済的困窮、食料不安、紛争、気候関連の災害の増加に直面する中、普遍的な児童手当は生命線となり得ます。子どもにやさしく、ショックに強い社会的保護制度を強化し、拡充し、そしてそこに投資することが急務です。これは、子どもたちを貧困から守り、特に最貧困層の家庭のレジリエンスを高めるために不可欠なことなのです」と述べています。

より多くの子どもを保護するために、私達に何ができるのかを、考えていくことがいっそう大切になってきています。

➤ 詳細はこちらから

<https://www.sankei.com/article/20230804-Y7WRPDRWURM7XDKAGPQMY33S5Q/>

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA090AM0Z00G23A6000000/>

<https://migrants.jp/news/voice/20230807.html>

https://www.savethechildren.org.uk/content/dam/global/reports/education-and-child-protection/cash_and_child_protection.pdf

https://www.unhcr.org/jp/j_protection

<https://www.unicef.or.jp/news/2023/0032.html>

● イベント情報

- 2023 年 9 月 18-19 日 : [国連 SDG サミット](#)
- 2023 年 9 月 21 日 : [アジェンダ 2030:誰ひとり取り残さない-避難民の子どもとその家族に対する包摂的な社会的保護に関するオンライン対話](#)
- 2023 年 9 月 26 日 : [社会的保護のためのグローバル基金：グローバルヘルス、農業、気候基金の多様な知見からの教訓](#)
- 2023 年 9 月 26-28 日 : [アジア開発銀行「アジア太平洋社会的保護ウィーク 2023」](#)
- 2023 年 10 月 4-6 日 : [ILO・WHO・P4H Network 共催ワークショップ「伝染病・パンデミックの予防と対応：社会的保護システムの健康へのインパクトを最大化するには？」](#)

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2023 年 9 月 29 日

今回は、JICA が実施中の「スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト（2021 年 11 月 ～ 2025 年 11 月）」についてご紹介します。プラットフォームの事務局を務めるアイ・シー・ネット株式会社がプロジェクト専門家と担当者にインタビューを行いました。

<プロジェクトの概要>

- ・ カウンターパート政府機関：女性子ども社会エンパワメント省社会サービス局 (DSS)
- ・ 主要関係機関：障害当事者団体、人材雇用局 (DOME)、企業団体

スリランカにおける障害者の一般就労を促進することを目的に実施しています。求職者と企業をつなぐための労働－福祉行政連携体制を構築するため、2022 年夏より DSS と DOME を中心とした労福連携プログラムを開始しました。今年 8 月までに全 25 県での取り組みが始まり、これまでに 65 企業で 91 名の障害者が就職した他、県単位で立案したアクションプランに基づいてジョブフェアやキャリアガイダンスイベントが DSS と DOME のイニシアティブにより様々な地域で開催されています。

- まず、スリランカの現状について教えてください。障害者の一般就労における課題はなんでしょうか。

障害者雇用について信頼出来るデータがない上、「障害者が働けるわけがない」「障害者には特別な訓練が必要」「障害者は就職ではなくセルフビジネスをしたがっている」という偏った障害者観が根強い印象があります。さらに、公的セクターと民間セクター両方で支援機関の質が足りていません。制度として政府機関における障害者雇用割当制度などがありますが機能しておらず、企業における障害者雇用状況もモニタリングされていません。また、プロジェクトの限られた就労成功事例のデータでも障害者が得る給与額が低いレベルに留まっていることを確認しています。

- 「労福連携プログラム」について教えてください。具体的にどのような取り組みでしょうか。また、労福連携プログラムの全国展開や障害者のための就労支援制度構築（持続可能性の向上）への働きかけとして、どのような工夫をされているのでしょうか。

案件開始直後の 2023 年 1 月にデフォルト状態に陥るほどスリランカの経済状況は厳しく、政府機関には新しい活動へ予算をつける余裕がない状況であるため、既存のリソースを組み合わせることで実行できる就労支援サービスを考える必要がありました。ベースライン調査で情報を収集したところ、DSS 管轄下の福祉行政官 (SS0) は地元の障害者とのネットワークを、DOME 管轄下の労働行政官 (HRD0) は企業とのネットワークを有していることがわかりました。また、本省レベルでは行政機関の縦割りによる連携の欠如という課題がありますが、現場に近い郡事務所では SS0・HRD0 含めて様々な行政官がそれぞれの繁忙期を助け合って乗り切るなど、フレキシブルな対応を行っていることが確認出来ました。そこで、障害者就労支援にかかる両行政官の組織的な連携体制を整えること

から活動を始めことにしました。具体的には両行政官による地元企業訪問と求人情報の収集、障害当事者グループでのプロジェクト紹介と求職者情報収集を通じて適切なジョブマッチングを行うというのが第一段階の取り組みになります。現場レベルでの連携から成功事例を積み上げることで、本省にも連携の有効性を理解してもらおうという意図で活動を進めています。

財源確保が至難な状況ですが DSS と DOME が結んでくれた同プログラムにかかる覚書を根拠に全国展開を進めており、その進捗を踏まえて半年毎に ESPD プラン（就労支援制度計画）を改訂しています。

- 就労から一定期間を経た事例のフォローアップの取り組みが始まっているとのことでしたが、就労後のフォローアップはいつどのようにして行われているのでしょうか。

現状まだまだプロジェクトチームが中心になって企業と本人・家族への定期連絡を行っています。少しずつ本省担当官と地元郡事務所の行政官をフォローアップが必要な事例に巻き込むことでカウンターパート機関における知見の蓄積を図っています。就労がうまくいっているケース、改善が必要なケース、双方の全ケースをフォローアップしています。企業には、行政からフォローしてもらえると実感してもらうことで、一過性の取り組みになってしまわないよう意図しています。

現時点における就労成功事例 6 カ月定着率は 50%強で日本での障害を開示した一般就労事例の約 60%と少し開きがありますが、各ケースの離職理由をとれているのでその情報をもとに次の取り組みをカウンターパートと検討したいと考えています。離職理由としては、通勤手段が確保できない、家族の理解を得られない、職場で障害特性が問題行動として出てしまった、等があります。ひとつひとつを分析し、実務の知見を蓄積していきたいです。

- プロジェクトを進める中で、当初は想定していなかった機関を巻き込んだ経験はありますか。あるいは今後どのような機関とどのような連携をとっていく必要性を感じていますか。

既に就労している障害者との会合をプロジェクトで実施したり、本邦研修で当地行政官と日本の就労する障害者との交流を設定していった結果、カウンターパート機関から自発的に就労障害者同士が交流を図る会合を提案してくれたのでプロジェクトでその動きをフォローし、先々そうしたグループと連携をとっていきたいと考えています。将来的には行政、企業に対して障害のある労働者のニーズを発信出来るグループに育ってくれることを期待しています。

- 今年 2 月に成功事例について表彰式が実施されたとのことでしたが、どのような基準で選ばれたのでしょうか。選ばれた就労は、例えばどのようなケースがありましたか。

まだ労福連携プログラムを開始して間もなく 20 ケースほどしか成功事例がない段階でしたが、全国展開する上でモデルになる企業と行政官の連携活動を発信するために関心を寄せてくれた関係者を招待しました。参加してくれた成功事例における業種は

材木製材所、縫製工場、ファストフードチェーン、文房具工場、製菓工場など幅広いラインナップでした。これら企業は、元々障害者雇用に取り組んできた企業もあれば、初めて雇用する企業もありました。身体障害者に対しては、在宅ワークを認める企業があったり、DSS が聴覚障害者の採用面接で手話通訳を手配するなど合理的配慮の好事例も蓄積しつつあります。

企業の理解や取組を促進する上でも、好事例を積極的に発信していくことが重要だと感じています。モデルとなる企業の取り組みを称え、障害者雇用の社会的価値を発信し高めることで、継続的に連携活動に参加してもらいたいと思っています。政府の予算不足等で現時点ではあまり機能していませんが、国家障害者事務局（National Secretariat for Persons with Disabilities）の管轄に、障害者を雇用した企業に対する給与の補助スキームがあり、将来的には、本スキームとの連携を進めていけたらいいと思っています。

- 今年の 6 月に実施された本邦研修は、どのような内容だったのでしょうか。参加者の反応はいかがでしたでしょうか。

研修をデザインする際、上述のように「障害者が働けない」という意識が強い当地関係者に幅広い業種で障害者が活躍している姿に触れてもらうこと、当事者団体や障害者の会合との交流を通じて就労が単なる経済活動ではなく社会参加や自己実現の重要な一手段であることを考えてもらうこと、最新の事例だけでなく日本の障害者就労の黎明期を知っている支援者や企業と接してもらうことを意識してスケジュールを組みました。実施前はこうした問題意識が伝わるかどうか不安でしたが、大変好評な研修になりました。特に、終業後当事者で集まってお互いの意見を聞いたり、行政と意見交換をしたりできる場が参考になったようです。研修後も参加者で定期的に集まってそれぞれの組織でどのようにプロジェクト活動を進めているかを確認出来る体制が整いました。また、福祉行政官、労働行政官だけでなく、彼らを管轄する女性子ども社会エンパワメント省からも参加してもらい、連帯感を高めることもできました。

- 案件を通じて、印象深かったエピソードはありますか。

プロジェクトに対するカウンターパートの理解が変わったことです。当地ではなかなか本音を表に出さない傾向があり、プロジェクト開始時のカウンターパートは表面的にはプロジェクトに賛同しつつも障害者の就労について懐疑的な一面もありました。最近になって、ようやく「最初はプロジェクトの意義が分かっていなかったが、このプロジェクトは DSS にとってとても重要だと気付いた」と率直に言ってくれる機会が増え、組織的なコミットメントも高まってきています。特に、本邦研修を通して、カウンターパートの考えが大きく変わったと感じています。日本で障害者が企業で働いているのを見て、合理的配慮の提供の仕方を具体的に提案できるようになったり障害当事者との交流を重要視するようになったことなどが大きな変化です。

- このプロジェクトのユニークな点や魅力は、どのようなところにあると感じていますか。

これまで関わった案件と異なる点という意味では、案件形成に十分な調査が出来ないコロナ禍に始まった案件なので最初の一年を活動しながらプロジェクトデザインの精緻化に充てられる二段階計画策定方式だったことが良い方向に作用したと思います。案件形成期には、両国政府のハイレベル同士での議論によって案件の方向性が形作られてしまい、現地の担当者の問題意識とは異なる方向性の案件が形成されてしまうということが少なくないように個人的には感じていました。今回は障害者就労の促進という大きな方針は最初から維持しつつ、現地で活動を進めながら細部を調整し、トライアンドエラーを経験する中で案件デザインを決めることができました。

あと、円滑にプロジェクト活動が進んでいる要因として、これまで JICA による長年の協力が当地関係者の間で認知され信頼を得てきたという点は大きいと思います。先人の尽力の先でこの協力を進めていることを自覚して今後も活動を進めていきたいと思っています。

- 最後に、本プラットフォームに期待することと会員の皆様へのメッセージをお願いします。

様々なご経験や専門性をお持ちの方々がいらっしゃると思うので、本プラットフォームを通じて多様な交流がなされ、日本での取り組みと国際協力事業両方にポジティブなインパクトが生まれることを期待しています。アクセシビリティや就労環境の整備等共通の課題も多いかと思うので、他の案件での教訓など意見交換ができると嬉しいです。

		
就労先の企業を訪問したときの様子	表彰式の様子	表彰式の様子

当プロジェクトに関するご質問などございましたら、こちらにご連絡をお願いいたします

ます。

JICA 人間開発部 社会保障チーム hmghs@jica.go.jp

- **イベント情報**

- 2023 年 10 月 2 日 : [NGO Committee on Ageing 国際高齢者の日](#)
- 2023 年 10 月 4-6 日 : [ILO・WHO・P4H Network 共催ワークショップ「伝染病・パンデミックの予防と対応：社会的保護システムの健康へのインパクトを最大化するには？」](#)
- 2023 年 10 月 6 日 : [UNDESA 親人類的な AI を構築できるか](#)

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2023 年 10 月 13 日

今回は、2023 年 9 月 26～28 日にアジア開発銀行（ADB）が主催した「アジア太平洋社会的保護ウィーク 2023」の概要をご報告いたします。「変化する世界における社会的保護」をテーマに、COVID 後の復興、新たな危機への対応、システム強化、そしてレジリエンス構築における社会保障の役割について議論がされました。本イベントはフィリピンで開催され、プログラムの一部がオンラインで配信されました。オンライン配信されたプログラムの一部をご紹介します。

1. 基調講演① 社会的にインクルーシブな成長の課題：ラテンアメリカの教訓

サンティアゴ・レヴィ（ブルッキングス研究所¹）

- ラテンアメリカは、ビスマルクモデル（被用者保険制度）を採用し、1990 年代から、貧困層への条件付現金給付策に加えて、その場しのぎ的な形でインフォーマルセクターの労働者向けの保険事業を追加、拡大していった。
- しかし、効果、効率性、財政的持続性の観点から課題があった。その結果、資源配分がうまくいかず、社会保障費が増大したにも関わらず、不平等が拡大した。
- カバレッジの拡大を検討している国は、この問題について理解し、問題を回避するあるいは最小限に抑える形で社会保障制度を構築する必要がある。そのためには、実施に時間がかかったとしても長期的な計画、政策を立案することが重要である。

2. パネルディスカッション① アジア・太平洋の対応について

モデレーター：ラメシュ サブラマニウム（ADB）

登壇者：レックス ガチャリアン（フィリピン社会福祉開発省）

ユスフ カーン（パキスタン貧困救済社会安全省）

アン ヘルマン（クック諸島内務省）

▪ コロナ禍の政府の対応はどうだったか？

フィリピンでは、市民に外出を禁止する一方で現金給付の手続きのためには役所に行かなければならないという矛盾が生じていた。そこで、行政手続き、給付のデジタル化をすすめた。

パキスタンでは、住民登録情報のデジタル化に力を入れた。

クック諸島は、早い段階で国境を閉鎖したことがよかった。島国なので、海という自然に守られた。経済活動が停滞したとき、売買に頼るのではなく、住民同士でシェアするというクック諸島の文化に立ち戻ることができた。政治的なリーダーシップも強く、不測の事態の中、誤りはすぐに訂正する等国民とのコミュニケーションが明確であり、ことも功を奏し、国民からの理解を得ることができた。

¹ ワシントンに本部を置く非営利のシンクタンク。

▪ 災害時やコロナ禍での課題・教訓は？

フィリピンでは、コロナの際、高齢者がスマートフォンを使いこなせていないことが課題であり、孤立させないことを意識した。また、民族や言語、文化の多様性や交差性も課題であった。しかし、「権利ベース」、「ニーズベース」という共通言語をベースに市民とコミュニケーションをとった。

パキスタンでは、コロナ後の洪水が大変だった。銀行システムは機能せず、十分な被害アセスメントが行われないままに、給付をしなければならなかった。国民に期待させすぎてもいけなかった。

クック諸島では、誰に何が必要であるかを特定するため、情報・データが重要であった。社会保障は投資であって、実際に教育水準の上昇や犯罪率の低下につながっている等実績を示す必要がある。気候変動や火山活動の影響も受けるので、災害時の計画を用意している。他国とのパートナーシップ、教訓の共有が重要だと思う。

3. 基調講演② 包摂的な成長と社会的結合の促進における社会的保護の役割

マリベル オルティズ（元国際社会保障協会シニアスペシャリスト）

- 社会的保護の重要な役割のひとつとして、経済的エンパワメントがあるが、それは単なる所得保障ではなく、ウェルビーイングを保障することである。
- 社会保障に加え、教育の機会を保障したり、起業家を育てたりすることで、フォーマル経済へ包摂していくことが重要である。民間セクターは、労働市場の需要を創出するという点で重要な役割を果たす。
- 各プログラムの相乗効果を高め、点と点をつなぐ社会的保護、すなわちライフサイクルアプローチが重要である。
- 例えば、高校卒業から専門学校、労働市場での一貫した支援を提供する若者向けプログラム（ウルグアイ）、家族支援プログラム（Bolsa Familia Program）（ブラジル）、情報データシステムの管理向上の取組（南アフリカ）、ブロックチェーン技術を用いた社会保障情報の管理（MySynergy System）（マレーシア）、夫婦共働き支援プログラム（マルタ）、行政手続きのAIの活用（エストニア）といった好事例がある。

4. パネルディスカッション② 統合された解決策：セクター横断的で点と点を結び付けることを可能にする社会的保護

モデレーター：マイケル サムソン（南アフリカ経済政策研究機関）

登壇者：ベロニカ ダス ドローレス（東ティモール社会連帯包摂省）

マハムデュル ホセイン カーン（バングラデシュ内閣課）

ムハンマド チョリフィハニ（インドネシア国家開発計画省）

パビト ラマチャンドラン（ADB フィリピン事務所）

- コロナ禍で危機や気候変動に対する政策の重要性が明らかになったが、現在の社会的保護分野の重点政策は何か？

バングラデシュでは、目的を整理し、取り組むプログラムを精査しなおす必要がある。スマート国家/スマート市民の構想がある。未来を担うリーダーの育成のため子どものケアに力を入れている。

インドネシアでは、社会経済登録システムの整備を強化している。また、経済的エンパワメントプログラムの実施のため、20 を超える省庁が協調している。

東ティモールでは、人的資本向上のため栄養改善プログラム、乳幼児期プログラムに取り組んでいる。デジタル技術の活用も強化している。

- ADB の社会的保護分野の取組はどのようなものか？他国にも普及させていくときの教訓は何か？

ADB ではフィリピンで気候変動に対応する交通網整備のプロジェクトを実施している。社会的側面にも貢献するため、計画フェーズに 8 年をかけ様々なステークホルダーを巻き込み、より広い視野で経済を捉えるようにした。計画段階で社会的側面を見ていくことは重要である。投資的側面、すなわちリターンを保障することや地方政府が管轄地域に責任をもつこと、セクター横断的な取組にすることも重要だと考えている。また、ビジョンにみあった予算計画も必要である。

5. パネルディスカッション③ 誰ひとり取り残さない一包括的な社会的保護の役割

モデレーター：ギ スンソン（ADB）

登壇者：カティンカ ウェインバーガー（国連アジア太平洋経済委員会）

アブドウル マリク（モルディブジェンダー・家族・社会サービス省）

タミラ パルカライア（ジョージア国内避難民・労働・保健・社会省）

フィリップ オッキーフ（ニューサウスウェールズ大学ビジネススクール/オーストラリア研究評議会高齢化研究センター）

- アジア・太平洋地域でのカバレッジの現状は？

子どもや女性、障害者、移民労働者やインフォーマル労働者は特にカバレッジに課題がある。近年では、カバレッジの拡大、拠出型スキームの拡大、取り残されたグループの特定と取り込み、デジタル技術や所得保障の活用といったトレンドが見られる。拠出型と無拠出型の両スキームの取組や法政策の執行の改善が課題である。国際的、地域的な枠組みの活用も求められている。

高齢化の状況は、地域的な差があるが、特に OECD 各国で急速にすすんでいる。低所得国でも高齢化は進んでいる。社会年金制度は国によって様々であり、ジェンダー課題もある。税収に課題があるので、税改革も必要である。

- 自国での取組と教訓は？

モルディブでは、小規模な経済と島国であることに課題を感じている。高齢化に関する

るマドリッド国際行動計画や障害に関するジャカルタ宣言等国際的/地域的な枠組みの活用に積極的に取り組んでいる。そういった国際的な枠組みを国内の文脈に落とし込み、政策のギャップを特定していくことが重要である。社会保険、食糧や住宅供給、ユニバーサルヘルスカバレッジスキームなど様々な社会的保護スキームがある。特に、ヘルスケア、ジェンダーギャップの解消、教育の無償化に力を入れている。法制化していくことが重要である。

ジョージアでは、障害者の社会的保護に優先的に取り組んでいる。税率も人口も少ない国であるため、資源が限られており、政策上優先順位をつけることが重要である。現在は、中央政府が中心的役割を担っているが、将来的には地方政府の役割を拡大していく。中央政府からはリソースや研修の機会を提供するといった支援を行う。障害の分野では、現金給付、支援プログラム、医療へのアクセス、支援技術など様々なスキームを組み合わせ、社会的サービスを改善していくことが重要である。市民社会や他セクターとのコミュニケーションと協調が鍵となる。

▪ 今後求められる取組は？

包括的でインクルーシブな権利ベースの社会的保護システムを構築すること。そのシステムは、気候変動、高齢化、都市化、移民、新技術の進歩というメガトレンドも考慮しながら、ライフサイクルにおける不測の事態から人々、特に脆弱層を保護するものでなければならない。包摂的というのは、拋出型、無拋出型の両スキームから除外されているインフォーマルセクターの労働者の課題に取り組まなければならないということである。また、より十分な保護を保障できる可能性のある拋出型への移行をすすめるべきである。社会的保護はコストではなく、投資であり、相乗効果を創出することが求められている。

6. 基調講演③ 国際的な優先事項を地域の実践へ—ILO の視点

シャーラ ラザビ (ILO ジュネーブ)

- 少なくともひとつの社会的保護を享受できている人口は、世界人口の 46.9% である。貧困、不平等、インフォーマル経済、気候危機といった構造的な原因がある。
- 社会的、経済的、政治的持続性が重要である。そのために、統合された政策や財政のギャップを埋めていくことが必要である。ILO はグローバル・アクセラレーターや社会的保護のためのグローバル基金といったイニシアチブに取り組んでいる。
- [ILO 世界社会的保護報告書 \(2020-2022\)](#)
- [ILO 社会的保護における財政ギャップ \(2020\)](#) ※最新版は 2024 年に発行予定。

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2023 年 10 月 27 日

今回は、雇用分野における合理的配慮の好事例をご紹介します。障害者雇用促進法の改正により、2024 年 4 月から段階的な障害者の法定雇用率の引き上げ¹と、障害者雇用の支援策の強化が予定されています。そこで、厚生労働省がまとめた「障害者への合理的配慮好事例集」と、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）がまとめた「障害者雇用職場改善好事例」から、民間企業による好事例をご紹介します。

事例 1～3 は、採用後に合理的配慮が必要になった社員に対する個別の取り組みです。事例 4 では、人事・給与制度の見直しについてご紹介します。

➤ 事例 1：株式会社中筋組（建設業）

障害の種類：視覚障害。合理的配慮が必要になる前は、工事現場で施工管理業務を担当。

採用後に発生した状況	合理的配慮の内容
・ 32 歳の時、視神経の疾病により重度の視覚障害者となる。 ・ 退院後、歩行等の生活訓練や、パソコンスキル習得のための職業訓練を行う。入院から約 2 年後に復職を実現。	【環境整備】 ・ 職業訓練を受けた施設の環境と同じパソコンや拡大読書器を会社で購入。環境整備にあたっては、障害者作業施設設置等助成金と重度障害者介助等助成金（現：障害者介助等助成金）を活用。 ・ 安全に通勤ができるよう、会社の周辺道路の点字ブロックと音響信号機の設置を自治体等に要請し、実現。 【新たな業務創出】 これまで従事してきた施工管理業務と関連があり、知見とキャリアを活かせる部署で、議事録作成、現場サポート業務（情報提供）、安全教育資料の作成、工事契約のチェック業務などに従事。

➤ 事例 2：株式会社東洋トラスト特機（サービス業）

障害の種類：肢体不自由、高次脳機能障害。合理的配慮が必要になる前は、工事技術部の技術者として勤務。

採用後に発生した状況	合理的配慮の内容
・ 入社約 2 か月後に作業現場で脳梗塞を発症。 ・ 右半身の身体障害と、失語症・注意力	【関係者】 ・ 職場復帰以前に、本人・家族、医療関係者（脳梗塞の主治医、リハビリ担当の作業療法士）、会社の 3 者で綿密に協議した。 【職場復帰支援計画の作成】 ・ 医療機関、ハローワーク担当者にも相談の上、職場復帰までの目

¹ 従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務がある。2023 年度の民間企業の法定雇用率は 2.3%であり、2024 年 4 月に 2.5%、2026 年 7 月に 2.7%に段階的に引き上げられる。

低下・記憶障害などの症状を有する高次脳機能障害となった。	標やスケジュールを盛り込んだ職場復帰支援計画（期間 9 か月間）を作成。 【配属先・業務内容の見直し】 ・安全性を考慮し、業務資材係に配属。同僚社員から本人に適合しそうな業務を抽出してもらい、その中から実際に従事可能なものを選定。 【業務上の配慮】 ・同じ部署の同僚社員によるサポート体制を構築。 ・高次脳機能障害のリハビリを兼ね、業務指示を行う際は文字と言葉を併用したり、本人が自分の言葉で作業終了報告を行うように促したりしている。 【職場環境の改善】 ・トイレ改修、階段手すりの設置 【その他の工夫】 ・月 1 回開催する安全衛生委員会で 本人の勤務状況を共有し、障害に関する理解を促進。働きやすい環境づくりに取り組んでいる。 ・作業療法士と連携し、通勤、職場環境、職務に合わせたりハビリの実施を依頼している。
-------------------------------------	--

➤ 事例 3：株式会社原田・ガトーフェスタハラダ（製造業）

障害の種類：精神障害・発達障害（アスペルガー症候群）。当初は障害者採用ではない新卒採用で、正社員として採用された。

採用後に発生した状況	合理的配慮の内容
・配属当初は、正社員として、パート社員が行う作業の準備などを担当。 ・数を間違えたり、求められる作業スピードについて行けない状態が継続したことから、障害を意識するようになった。 ・作業の遅れを指摘されたことでパニック状態となる。これをきっかけに、合理的配慮についての話し合いを開始。 ・その後障害者手帳を取得した。手帳取得にあたっては、地域の障害者就業・生活支援センターが主となって支援を行っ	【関係者】 ・本人がパニック状態となってから、本人・家族、会社（配属先の上司）との間で計 6 回の面談を実施し、合理的配慮について話し合った。 【雇用形態の見直し】 ・会社から本人に、正社員でいることが大きな負担であるのであれば、パート社員に転換する選択肢もあること、パート社員であれば業務負担を軽くすることができることを伝えた。話し合いの結果、2 カ月後からパート社員に転換。 【業務内容の見直し】 ・時間にゆとりをもって従事できる業務（包装機投入、段ボール箱詰及び清掃）に業務内容を見直した。 【休日出勤・残業の制限】 ・繁忙期も基本的に残業が生じないよう配慮。どうしても必要がある場合は、所属するラインの上長が、所属部長に相談し、了解を得てから本人に依頼するようにしている。 【現場の理解促進】 ・入社当初から、突発的に休暇を取得することがあったため、上長が何かあったらいつでも連絡するように声掛けを行っていた。現在も日常の中での声掛けと、いつでも相談を受けられるように配慮している。

た。	・相談内容によっては、同性の方が相談しやすい場合があるため、その場合に相談できる同性の社員も定めている。 ・現場には、障害者であることを周知し、周りの社員の理解を得られるようにしている。
----	--

➤ 事例 4：トッパン・フォームズ株式会社² 日野センター³（印刷業）

障害の種類：精神障害

改善前の状況	改善策
・同センターで働く精神障害者の多くは、1日の労働時間が8時間未満。人事制度上、1日の労働時間が8時間未満の社員は時給制のパートタイマーとなるため、営業日数が少ない月には収入が少なくなっていました。 ・一方、同センターの障害者には世帯主として家族を支えている者も多いことから、収入の安定を図る必要があった。 ・同センターで働く障害者の中には、全員が従事する業務に加え、他の社員の業務を支援する社員や、マニュアル作成に従事する社員がいた。しかし、他の社員との時給の差がほとんどなく、不公平感や将来への不安を感じている社員がいた。	【新制度の新設】 ・障害のある社員の収入の安定化とモチベーションの向上を図るため、以下の制度を新設した。 ① 短時間契約社員制度 それまでは、月給制が適用される契約社員になるにはフルタイム勤務が条件であったが、社会保険労務士の提案により、8時間未満の勤務であっても固定月給制が適用される「短時間契約社員制度」を新設。これにより、障害のある社員の収入の安定化を図った。 ② コース選択制度 短時間契約社員に対し、「グループリーダーコース」と「専門職コース」を設けた。「グループリーダーコース」は、他の社員が行う業務の進捗や品質管理を行う役割を担う。「専門職コース」は、自身のもつ専門的な知識やスキルについて、その専門性が業務に必要であると承認された場合、専門職として従事することができる。グループリーダーと専門職には、基本給の他に手当が支給される。

➤ 事例 1～3 の詳細はこちらから。

厚生労働省 障害者への合理的配慮好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001077721.pdf>

➤ 事例 4 の詳細はこちらから。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED） 障害者雇用職場改善好事例

https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/ca_ls/q2k4vk0000023zu7-att/q2k4vk0000023zyd.pdf

² 現在の社名は「TOPPAN エッジ株式会社」

³ 同センターは、平成 30 年度 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）障害者雇用職場改善好事例 最優秀賞を受賞。

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2023 年 11 月 30 日

今回は、11 月 20 日の世界子どもの日にちなみ、子どもを対象とした社会的保護（児童手当、家族手当等）に関する国連児童基金（UNICEF）と国際労働機関（ILO）の報告書「[More than a billion reasons: The urgent need to build universal social protection for children](#)」の概要をご紹介します。

また、JICA と福井大学の協働で実施された、子どもの保護について学ぶ課題別研修の概要もをご紹介します。

- 報告書「[More than a billion reasons: The urgent need to build universal social protection for children](#)」の概要

1. 子どもを対象とした社会的保護の重要性

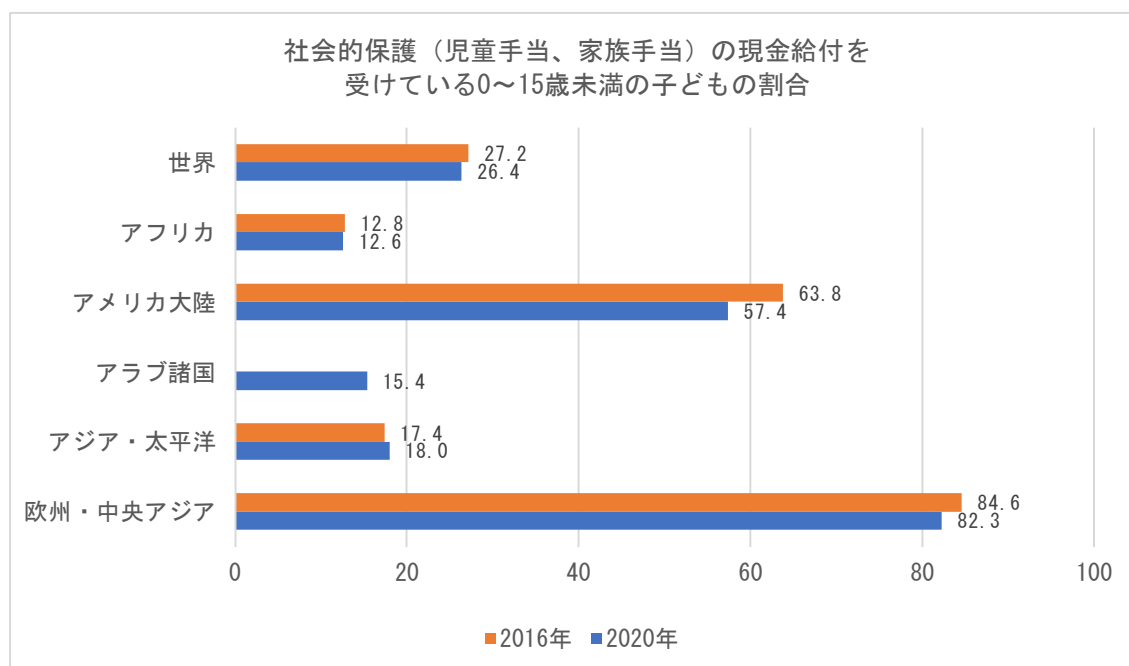
貧困は、子どもたちに生涯にわたって深刻な影響を与えます。貧困により児童労働や児童婚などの権利侵害が助長され、子どもたちの意欲や機会が奪われる可能性があります。子どもを対象とした社会的保護は、子どもの健康、教育、食料の安全保障の観点から重要であると同時に、世帯収入の安定化ひいては貧困の削減にも貢献し、世代間の貧困連鎖のリスクを下げることで、よりマクロな視点でみると、子どもを対象とした社会的保護に投資することで、人間の能力と生産性の拡大に寄与し、経済成長の促進と、子どもを含めたすべての人を対象とした社会的保護のさらなる拡充を可能にする好循環が生まれます。

2. 社会的保護を受けられない子どもたち

現在、世界の 15 歳未満の子ども約 20 億人のうち、約 15 億人が社会的保護を受けていません。2020 年には、15 歳未満の子ども約 20 億人のうち、現金給付による社会的保護（児童手当、家族手当）を受けている子どもの割合は 26.4%でした（人数にして 5 億 2300 万人、同保護を受けていない子どもは 14 億 6000 万人）。これに対し、2016 年に同保護を受けていた子どもの割合は 27.2%でした（人数にして 5 億 2800 万人、同保護を受けていない子どもは 14 億 1000 万人）。子どもの人口は増加している一方で、社会的保護を受けている子どもの人数は減少していることがわかります。

現金給付による社会的保護（児童手当、家族手当）を受けられる子どもの割合は、地域によって異なります。2016 年と 2020 年を比較すると、同保護を受けられる子どもの割合は、アメリカ大陸で 63.8%から 57.4%となり 6.4 ポイント減少しました。アラブ諸国では 15.4%と依然として比較的低い水準が続いています。欧州・中央アジアでは、84.6%から 82.3%に減少しました。全地域の中で最も低い割合がアフリカであり、2016 年の 12.8%から 2020 年の 12.6%までほとんど変わっていません。アジア・太平洋も同様に、

17.4%から18.0%でほとんど変化がありません。以下に、各地域の推移をグラフで示します。



出典：ILO and UNICEF. 2023. More than a billion reasons: The urgent need to build universal social protection for children. Second ILO-UNICEF Joint Report on Social Protection for Children. 図 2.5 より事務局作成。アラブ諸国の2016年のデータは、同報告書に記載がありません。

3. 障害のある子どもと貧困

障害のある子どもと、障害のある人がいる家族とともに生活している子どもは、貧困に対してより脆弱な一方、十分な社会的保護を受けられる可能性が低いことがわかっています。障害がある子どものいる家庭では、生活に必要なサポートやケアに伴う費用がかかるのに対し、収入が低い現状があります。障害インクルーシブな社会的保護システムを実現するには、障害とそのケアにかかる費用の両方を評価する必要があります。普遍的な障害児給付金（Universal child Disability Benefits: UCDBs）は、障害のある子どもだけでなく、より多くの子どもに手当を給付するためにも重要です。

4. 政策立案者に求められる6つのアプローチ

子どもに焦点を当てた政策を拡大するためには、世界レベルでも国レベルでも、資金調達を含めた優先順位付けが必要です。貧困率が高く、経済規模が小さい低所得国での課題は深刻ですが、より低年齢の子どもたちから始め、時間をかけて対象年齢を拡大するなど、無理のない形での政策導入が必要です。包括的な政策にするには、休職制度の改善、ケアサービスの拡大、インフォーマル経済に従事する労働者への適用拡大なども検討する必要があります。

ます。

子どもに対する普遍的な社会保護を可能とするために、政策立案者は以下の 6 つのステップに基づいたアプローチを追及すべきです。

- (1) 普遍的な給付に向けた政策を加速させる。
- (2) 貧困を予防するために必要な、適切な給付水準を保証する。
- (3) ライフサイクル・アプローチを通じて子どもと家族を支援するため、包括的な給付範囲を設定する。
- (4) 子どもを対象とした社会保護に必要な投資が行われるよう、持続的で公平な資金調達を行う。
- (5) 権利に基づいた、包括的で、ジェンダー視点に立ち、社会的対話に基づき、複数の危機にも効果的に対応できる社会保護制度を構築する。
- (6) 親、養育者、およびその家族の経済的保障を行うために、労働分野の変化に応じた社会的保護制度を構築する。

報告書の全文は、こちらからご覧ください。

ILO and UNICEF. 2023. More than a billion reasons: The urgent need to build universal social protection for children. Second ILO-UNICEF Joint Report on Social Protection for Children.

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_protect/---soc_sec/documents/publication/wcms_869602.pdf

➤ 子どもの保護について学ぶ JICA 課題別研修（2023 年 9 月 28 日～10 月 19 日）

JICA と福井大学国際地域学部の協働で、子どもの保護に関連する福井県での取り組みや政策について学ぶ課題別研修が実施されました。タイ、ブータン、ケニアから児童福祉に関わる省庁職員など 4 名が来日し、研修に参加しました。本研修は 2023 年度から 3 カ年計画で実施されており、本年は 2 年目にあたります。

参加者は、日本の子どもの現状や課題、それに対する政策や取り組み、福井県の子どもの保護に関わる行政、民間の取り組みなどについて学びました。同学部の学生も研修に同行しました。研修終盤には、研修で得た学びをもとに、それぞれのアクションプランを同学部の学生向けに発表しました。研修の様子の詳細は、以下をご覧ください。

福井大学 子どもの保護について学ぶ JICA 課題別研修

<https://www.u-fukui.ac.jp/news/93900/>

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2023 年 12 月 15 日

12 月 3 月は国際障害者の日（International Day of Persons With Disabilities）でした。国連では「障害のある人のために、障害のある人とともに、障害のある人による SDGs を達成に向けて団結して行動する」をテーマに掲げて、12 月 1 日に記念イベントが開催されました。本イベントはニューヨークの国連本部で催され、プログラムの一部がオンラインで配信されました。オンライン配信された内容の要約をご紹介します。

また、国際障害者の日に開催された様々な国際機関等のイベントのテーマをご参考までにご紹介します。

➤ 国連国際障害者の日記念イベントの概要

今回のイベントでは、上記テーマを踏まえて SDGs の 5 つの柱（人間 People、地球 Planet、豊かさ Prosperity、平和 Peace、パートナーシップ Partnership）を切り口にプレゼンテーションが行われました。この 5 つの柱は、SDG サミットの成果文書である「[SDGs プロGRESS レポート 2023—SDG Indicators \(un.org\)](#)」で示されており、また近日公表予定の「国連障害と開発報告書 2023」にも言及されています。今回のプレゼンテーションでは、ジェンダー平等（人間）、気候変動対策（地球）、開発のための資金（豊かさ）、平和（平和）と多国間主義の強化（パートナーシップ）に向けた新たな課題がそれぞれトピックとして取り上げられました。

5. 人間 People 「ジェンダー平等への長い道のり：ジェンダーと障害の交わり」

発表者：Dr. A.H. Monjurul Kabir, UN Women シニアグローバルアドバイザー

概要：障害のある女性や女兒はジェンダーに加えて、さらなる差別をコミュニティや家族から受けやすく、暴力の被害件数も障害のない女性や女兒よりも 3 倍高いという報告もある。多くの国々は女性と障害者の権利保護について法律の制定をしているが、上記のような課題に関するフォローアップは十分とは言えず、現状を把握するための各国のデータも十分ではない。また、障害のある女性たちへの各国の予算確保も不足している。そこで、UN Women ではジェンダー平等と障害という視点から障害のある女性たちのリーダーシップを促進するためのネットワークの形成を支援しており、今後も力を入れていく予定でいる。

6. 地球 Planet 「障害者の存在なくして気候正義(Climate Justice)はない：その理由と障害者の声を気候変動対策に組み込む方法」

発表者：Ms. Marcie Roth, the World Institute on Disability CEO/取締役

概要：昨今、気候変動に伴う災害発生が増加するなか、障害者は災害発生時、避難、復旧

の段階、すべてのプロセスにおいて大きなインパクトを受けている。情報へのアクセスの問題、バリアフリー化されていない避難経路と避難所の存在、復旧計画策定など政策決定に参加できない、など様々な課題がある。また、災害時に障害の有無について見た目で判断されることも多く、内部疾患など見た目では分からない障害者が置き去りにされることもある。こうした課題の解決に向けて、障害者の声をより取り入れるための社会参加の促進とリーダーシップが重要である。

7. 豊かさ Prosperity 「障害者を包括した持続可能な開発の推進」

発表者：Ms. Charlotte Vuyiswa McClain-Nhlapo, 世界銀行グローバル障害アドバイザー

概要：持続可能な開発の促進には貧困削減や経済発展が重要である。そして、障害者のインクルージョンを推進することは経済的な利益をもたらす。しかし、現状では制度上のバリア、社会参加に対する障壁、限定的な雇用の機会といった課題がある。特に障害のある女性の雇用率は極めて低く、支援も届きにくい状況にある。このような課題解決に向けて、世銀からの資金調達の際に障害インクルーシブな取り組みを組み込んだ優れた実践例を紹介する。例えば、世銀によるルワンダの教育支援案件では、インクルーシブ教育を実践する 15 の学校に対して親へのサポートや手話を入れた教材開発など多角的な支援を行い、効果を出している。

8. 平和 Peace 「平和維持における障害者の役割」

発表者：Mr. Gerard Quinn, 元障害者の人権に関する国連特別専門家

概要：開発の前提条件として、平和構築や平和維持がある。しかし、こうした平和維持のプロセスから、障害者は長らく排除されてきた。1948 年に世界人権宣言が発布されたが、そこで障害者の存在は見えない。戦時国際法や平和条約においても、障害者は医療的な視点のみから述べられている。しかし、障害のある人々は紛争による不均衡な影響を受ける可能性が高いという現実がある。2019 年の国連決議 2475 では、初めて武力紛争状況における障害者の状況についての言及があった。この決議から 5 年が経過した今、改めて平和構築における障害者の参加の促進の重要性を認識してほしい。

9. パートナーシップ Partnership 「誰一人取り残さないという誓いを新たに：力を合わせ、つながりを築いていく」

発表者：Ms. Dorodi Sharma, Senior Advisor, Advocacy and Engagement, International

Disability Alliance (IDA) シニアアドバイザー、Ms. Naoual Driouich, UN ボランティアニューヨーク事務所チーフ

概要：これまで発表されてきた課題に対応し SDGs を達成するためにも、国内および国際レベルで、セクターを超えたパートナーシップを構築することが重要である。良い先例の共有はさらなるネットワークの強化につながる。例えば IDA の取り組みとして、ケニアの COVID-19 対応における障害インクルーシブの事例を当事者団体とともにエビデンスベースで集めてケニア政府に提示したこと、インドネシアでは当事者団体と連携してメンタル

ヘルス支援の在り方を提言した等がある。また、UN ボランティアでは 184 人の障害者（49% は女性）が 82 か国のプログラムに参加している。参加の促進とともに、受け入れ先となる国や機関の存在も大切であり、今後も増やしていきたい。

上記のイベントのプログラムや録画配信は以下のリンクからご覧いただけます。（使用言語：英語）

[2023 International Day Of Persons With Disabilities \(IDPD\) | Division for Inclusive Social Development \(DISD\) \(un.org\)](#)

➤ 国際機関等の国際障害者の日のイベントテーマのご紹介

今年の国際障害者の日には国連だけでなく、様々な機関でもイベントが開催されました。今、どのようなテーマに関心が集まっているのか、各機関のテーマとリンク先を一部ご紹介します。

機関名	テーマ	リンク先
UNESCO	SDGs に向けた OER（オープン教育リソース）とデジタルインクルージョンを通じた障害者のエンパワーメント	OER Dynamic Coalition Webinar for the international Day for Persons with disabilities UNESCO
WHO	健康の不平等について（特集ウェブサイトのみ）	International day of persons with disabilities 2023 (who.int)
EC	3 つのポイント：選挙、就労、2030 年に向けた戦略	European Day of Persons with Disabilities 2023 - Employment, Social Affairs & Inclusion - European Commission (europa.eu)
日本	障害者週間（12 月 3 日～9 日） 共生社会～共に生き、共に考える、明日を～ ※全国の市区町村で様々なイベントが行われました。	令和 5 年度「障害者週間」 - 内閣府 (cao.go.jp)

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2023 年 12 月 27 日

2023 年最後となる情報発信では、現在、パレスチナとイスラエルの紛争が激化している中東地域における社会保障（労働）について、今年 6 月に発表された世界銀行の報告書「Built to Include: Reimagining Social Protection Systems in the Middle East and North Africa（包摂のための構築：中東および北アフリカにおける社会保護制度の再考）」の要約をご紹介します。

中東および北アフリカは、産油国から後発開発途上国まで経済状況が国によって様々な地域です（表 1）。しかし、2010 年代に貧困が増加した唯一の地域でもあります。本報告書は、中東および北アフリカ地域（MENA）の貧困と脆弱性が、排他的な労働市場に起因していると指摘しており、第 1 章では MENA 地域の貧困の現状や、若者や女性が排除されている労働市場の課題を取り上げています。第 2 章では、社会的保護政策の課題について、第 3 章ではより包括的な制度にするためにどのような対策が必要かを分析、紹介しています。最後に社会的保障の改善に取り組む主要な国の現状と取り組みがまとめられています。

表 1：世界銀行による中東・北アフリカ地域の所得階層別分類（報告書から引用）

高所得国 (HIC)	一人当たりの GNI 1 万 3,845 ドル以上	バーレーン、クウェート、マルタ、オマーン、 カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦
上位中所得国 (UMIC)	4,466 ドルから 1 万 3,845 ドル	イラク、ヨルダン、レバノン、リビア
下位中所得国 (ULIC)	1,136 ドルから 4,465 ドルまで	アルジェリア、ジブチ、エジプト、イラン、モ ロッコ、チュニジア、パレスチナ西岸とガザ
低所得国 (LIC)	1,135 ドル以下	シリア、イエメン

10. 第 1 章 貧困をなくすことが依然として困難な MENA の多くの地域

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックにより、中東・北アフリカ諸国では貧困が深刻な被害をもたらしており、ウクライナ戦争は事態をさらに悪化させている。特に社会保険の適用を受けていない非正規労働者の失業と収入の減少が、生活水準低下の最大の原因となっている。2019 年には MENA の若者の 24%が失業しており、世界で最も高い率となっており、過去 20 年間、失業率が高い状態が続いている。また、この地域全体で、女性も男性と同様の教育を受ける機会が増えてきているが、2019 年には就業年齢の女性のわずか 20%のみが就業または就職活動中で、その割合は世界で最も低くなっている。

MENA の労働者のほとんどが年金などの社会保障がないインフォーマルセクターで働いて

いる。また、湾岸諸国は労働力の 73%を外国人労働者に依存している（例えば、サウジアラビアの労働力の 95%、カタールの 95%は外国人労働者）。外国人労働者はさまざまな国から来ているが、ほとんどが南アジアと東アジアからで、彼らは年金支給の対象ではない。

11. 第 2 章 不十分な MENA の社会的保護政策

本章では MENA の社会的保護政策の課題を述べている。例えば、MENA の低・中所得国では非効率的な補助金が課題となっている。現金給付プログラムが貧困層のほとんどをカバーしているのはエジプトとヨルダンのみである。また、社会扶助支出のほとんどは、貧困層への現金給付ではなく、食料補助金に充てられている。さらに MENA のエネルギー関連の補助金への支出は社会扶助の支出の 2 倍であり、他のどの地域よりもはるかに高い。こうした社会扶助全般への支出が少ないことが、国民への現金給付の対象範囲が低い理由となっている。

また、MENA 諸国は国際労働基準に準拠しているが、ほとんどの労働者が非正規労働に従事しており、これが労働者の保護を困難にしている。また多くの非正規の労働者は低熟練労働者、若者や女性である。レバノン、ヨルダン川西岸、ガザを除く MENA 諸国は、民間部門の労働者を対象とした強制的な年金制度があるが、ほとんどの労働者は上記の非正規雇用の事情から事実上保障されていない。

加えて、女性の就労について、特定の業種での雇用の制限や、夫や法定後見人の許可が必要なこと、限定的な産休、退職年齢が男性よりも低いなどの障壁がある。また、アルジェリア、イラン、ヨルダン、オマーン、カタールには雇用における男女差別を禁止する法律がない。同一価値の労働に対する同一報酬を義務付ける法律を制定している国は、MENA 諸国では半数にも満たない。このように貧困層のほとんどは所得支援を受けておらず、ほとんどの労働者は年金や失業保険の対象になっていない。

12. 第 3 章 MENA における社会的保護の再考

世界銀行は、本報告書を通して、MENA の社会的保護制度をより包括的かつ効率的なものにするための優先事項を示している。最優先事項は、貧困層に所得支援と機会を提供するために、ショック対応システムを確立することである。これは、一部の MENA 諸国がすでに順調に進めている。ショック対応システムとは、大規模な社会的登録（個人や世帯の社会経済的な情報を体系的に収集・保管するプロセス）を通じて、COVID-19 やウクライナ戦争など、環境の変化に伴い失業などショック的な影響を受けた人々について、ニーズと条件を評価するためのツールを使って迅速に対象者を特定し、支援を提供することを指す。これは、社会的保護のためのデジタルシステムの導入であり、例えば ID による登録や、デジタルでの支払いが含まれる。エジプト、ヨルダン、モロッコなどの国々はすでに社会的保護のための統一的分配システムを開発している。

次に優先すべき事項は、弱い立場にある非正規労働者の社会保険適用範囲を拡大することである。それには、女性の雇用に対する障壁を撤廃するとともに、非正規労働者の生産性を向上させ、若者と女性の雇用可能性を高めるための支援の拡大も伴うべきである。こ

れは、より多くのリソースが必要になるが、労働市場の拡大につながる。つまり、より多くより良い雇用を創出するには、ダイナミックで競争力と活気のある民間部門が必要である。同時に、社会的保護政策によって生産的な雇用へのアクセスを促進し、労働者を保護し、取り残された人々にセーフティネットを提供することが重要である。

上記の報告書は以下のリンクからご覧いただけます。（使用言語：英語）

[World Bank Document](#)

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2024 年 1 月 31 日

1 月 4 日は世界点字デー(World Braille Day)でした。今回の情報発信では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)における国連機関の点字に関する取り組みと、日本における点字普及の取り組みをご紹介します。

1. 世界点字デー

世界点字デーは、視覚障害者の人権の完全な実現に向け、コミュニケーション手段としての点字の重要性に対する認識を高めることを目的に、2018 年に国連総会で決定されました。19 世紀に点字を発明したフランスの Louis Braille にちなんで、点字は英語やフランス語では Braille と呼ばれています。

2. COVID-19 における国連機関の取り組み

COVID-19 のパンデミックが浮き彫りにしたのは、視覚障害者に対して点字や音声などのアクセスしやすい形で情報を提供することの重要性です。このような対応がなければ、多くの障害者は、感染を予防するためのガイドラインや措置にアクセスできず、結果として感染のリスクが増す可能性があります。

COVID-19 の流行中、一部の国連機関は、点字や音声による情報を普及させるための取り組みを行いました。例えば、マラウイでは、国連開発計画(UNDP)が COVID-19 の啓発と予防に関する点字資料を作成しました。エチオピアでは、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が音声や点字による啓発メッセージを作成しました。

UNICEF が作成した、コロナ禍の障害者の状況について知るべきことをまとめたガイダンス「COVID-19: 障害児・者への配慮(COVID-19: Considerations for Children and Adults with Disabilities)」では、視覚障害者のために点字と大活字をすべきであると指摘されています。

参考:

UNDP の取り組み <https://disabilityinsider.com/2020/08/21/covid/undp-in-malawi-donates-covid-19-booklets-in-braille/>

OHCHR の取り組み <https://www.ohchr.org/en/stories/2020/05/un-human-rights-east-africa-leave-no-one-behind-during-covid-19>

UNICEF “COVID-19: Considerations for Children and Adults with Disabilities”
<https://www.unicef.org/documents/covid-19considerations-children-and-adults-disabilities>

3. 日本における点字の習得状況

平成 18 年に厚生労働省が実施した調査によれば、調査対象となった視覚障害者のうち「点字ができる」と答えた人の割合は 12.7%、「点字ができない」が「点字を必要としている」と回答した人の割合は 6.6%でした¹。視覚障害の見え方は様々で、例えば全く見えない、明るいところでは見えにくい、目を近づければ読める、見える範囲が狭い、補助器具を使えば見えるなどがあります²。このため、視覚障害者の中には点字が必要な人もいれば、そうでない人もいることを認識することが重要です。また、近年は、音声コードやスクリーンリーダーなどにより、点字以外の手段による情報獲得の選択肢も増えています。

しかし、点字は、個々のペースで文字の読み書きができ、何度も読み返すこともできることから、推敲や知識の蓄積に強みがあるという点は変わりません³。一方で、点字には、習得の難しさがあると言われています。中途視覚障害者にとっては、複雑なルールが覚えにくさの原因となることがあります。平成 25 年版の障害者白書によれば、「視覚障害発生時」⁴の年齢階級で最も大きな割合を占めるのは 40～64 歳(28.5%)で、次に 65 歳以上(15.3%)が続きます⁵。4 割以上の人が中途視覚障害者である一方で、それまでの生活で点字に触れた経験がなかった人にとって、点字を新たに習得することには一定の困難が伴うことが想像されます。

以上を踏まえ、以下では、日本における点字普及の取り組みをご紹介します。

4. 「Braille Neue」

「点字と文字が一体になった、目でも指でも読める書体」として開発されました。点字と墨字⁶が一体となった書体で、渋谷区役所内の案内板などで採用されています。より多くの人が点字を認知し、触れる環境をつくることができるとされています。見える人が点字に関心を持ち、読めるようになることで、中途視覚障害者でも点字を使える人が増えることが期待できます。

参考：

Braille Neue <https://brailleneue.com/>

Braille Neue プロジェクト紹介 <https://100banch.com/projects/braille-neue>

¹ 厚生労働省(2006)平成 18 年身体障害児・者実態調査結果

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/shintai/06/dl/01.pdf>

厚生労働省は 5 年ごとに在宅の障害児・者等の生活実態とニーズを把握することを目的とした調査を実施しています。「点字のできる障害者の状況」に関する質問は、2006 年の調査で質問されたのが最後です。

² 茨城県立視覚障害者福祉センター/茨城県立点字図書、視覚障害者に関する Q&A の回答のページ <http://ibacenter.la.coocan.jp/qanda/qanda02.html>

³ 社会福祉法人ほくてん北海点字図書館、点字について https://www.hokuten.com/document_braille.html

⁴ 内閣府(2013)平成 25 年版障害者白書、図表 1-9 障害発生時の年齢階級(身体障害者・在宅) https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h25hakusho/zenbun/pdf/h1_01_01_04.pdf

⁵ 同上

⁶ 紙に印刷、または書かれた文字。視覚によって読む。

5. 「Flick Braille」

中途視覚障害者がルールや形状把握を容易に理解できるよう新たに開発された点字です。スマートフォン利用者に浸透しつつあるフリック入力のルールを応用して開発されました。四角いフレームの内側の点の位置でア～ワ行の子音を判別し、フレームの外側の点の位置でア～オ段の母音を判別します。公益財団法人日本デザイン振興会が主催する 2022 年度グッドデザイン・ニューホープ賞で優秀賞を受賞しています。今後の社会実装が期待されます。

参考：

2022 年度グッドデザイン・ニューホープ賞 <https://newhope.g-mark.org/award/22NHA010002.html>

Flick Braille Youtube <https://www.youtube.com/watch?v=n7HC5yAYQFA>

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2024 年 2 月 29 日

今月、日本では子ども・子育て支援法などの一部改正法案が今月閣議で決定され、児童手当の所得制限が撤廃されるなど経済的支援が強化される動きが見られました。一方、世界では、ユニセフのプレスリリース（2024 年 2 月 14 日）が出され、「最新のデータによると、世界中で 14 億人の子どもたちが基本的な社会的保護を受けられていない」ことが報告されました。今回の情報発信ではこのプレスリリースの概要とオンラインプラットフォームとして最新データを活用する、グローバル・チャイルド・ベネフィット・トラッカー（Global Child Benefits Tracker）の概要について紹介します。

1. ユニセフのプレスリリース（2024 年 2 月 14 日）「社会的保護を受けられない子ども 世界で 14 億人、新たなデータを発表」の概要

低所得国では、児童手当を利用できる子どもは 10 人のうち 1 人にも満たず、病気、教育の機会不足、栄養不良、貧困、不平等にさらされている。児童手当は、社会的保護の重要な形態であり、子どもの長期的なウェルビーイングを促進することを目的としている。データによると、児童手当の適用対象の子どもの割合（カバー率）は、全体的には 2009 年の 20% から 2023 年の 28.1%へと、14 年間で緩やかに増加している。しかし、低所得国でのカバー率は約 9%と依然として圧倒的に低く、一方、高所得国では 84.6%となっている。

2009 年から 2023 年までの児童手当のカバー率は以下の通りとなっている。特にラテンアメリカ・カリブ海諸国地域、中東・北アフリカ地域、南アジア地域は大幅に増加し、改善がみられる。

- 東アジア・太平洋地域では、2009 年の 9.2%から、2023 年には 16.0%へと増加
- 東部・南部アフリカ地域では、9.6%から 12.3%へ増加
- 西部・中部アフリカ地域では、3.1%から 11.8%に上昇
- 東欧・中央アジア地域では、59.0%から 61.4%へ増加
- 北米地域では、78.1%から 84.0%に増加
- 西欧地域では、91.0%から 93.2%に増加
- ラテンアメリカ・カリブ海諸国地域では、30.8%から 41.9%に増加
- 中東・北アフリカ地域では 22.7%から 32.5%に増加
- 南アジア地域では 9.2%から 24.3%に増加

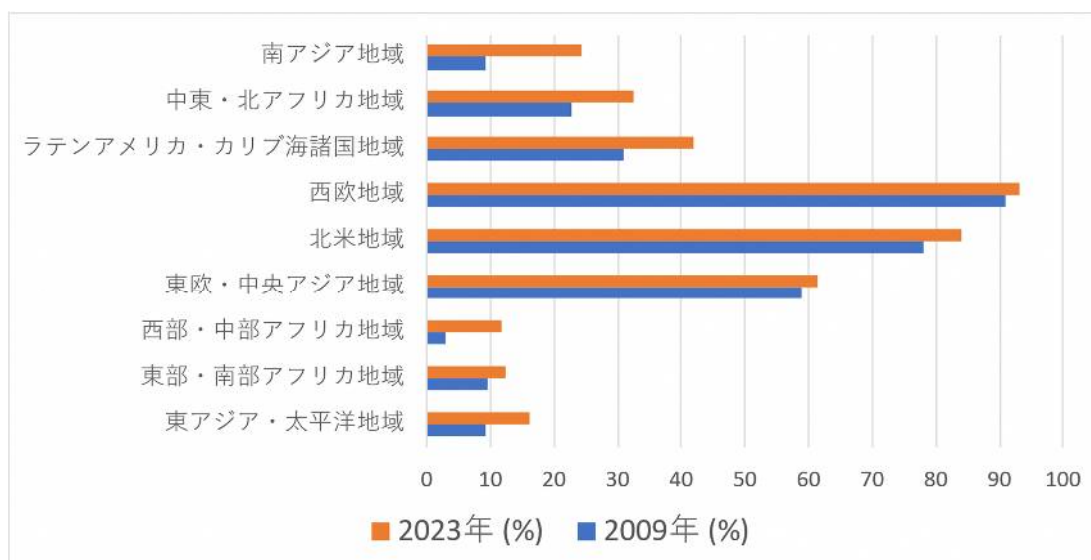


図 地域別児童手当のカバー率（2009 年と 2023 年比較）

ILO 社会保護局長シャーラ・ラザヴィ氏によると、児童手当の適用範囲とその範囲拡大に向けた進捗状況について地域間で不均衡にあることは深刻な懸念事項であり、適用範囲の改善は多くの地域でわずかであって、あまりにも多くの子供たちが依然として置き去りにされていると指摘している。

こうした児童手当へのアクセスを監視し、ギャップを埋めるためのオンラインプラットフォームとして、ユニセフ、セーブ・ザ・チルドレン、ILO が、グローバル・チャイルド・ベネフィット・トラッカーの開発を行った（2. 概要参照）。セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルの子どもの貧困に関するグローバル・ポリシー&アドボカシー・リード担当のデイビッド・ランバート・トゥムウェシギエ氏は、依然として多くの国は社会的保護への投資を優先していないため、チャイルド・ベネフィット・トラッカーを通じて、私たちは世界の子どもの貧困の規模と、子どもに配慮した社会的保護制度に対するより大きな政治的意志と投資を促していきたいと述べている。

上記のプレスリリースは以下のリンクからご覧いただけます。（英語版、日本語翻訳版）

英語版

[1.4 billion children globally missing out on basic social protection, according to latest data \(unicef.org\)](https://www.unicef.org/press-releases/14-billion-children-globally-missing-out-on-basic-social-protection)

日本語版

[社会的保護を受けられない子ども 世界で 14 億人 ユニセフなど、新たなデータを発表 \(unicef.or.jp\)](https://www.unicef.or.jp/press-releases/14-billion-children-globally-missing-out-on-basic-social-protection)

2. グローバル・チャイルド・ベネフィット・トラッカーの紹介

このオンラインプラットフォームは、子どもの貧困に関する公式データのほか、世界、地域、国レベルでの子どもと家族の社会的保護に関連する政策、法律、適用範囲、資金調達に関するデータが含まれています。子どもに配慮した社会的保護へのさらなる投資の必要性和実現可能性について進歩的な証拠に基づいた対話を促すため、専門的な知識管理プラットフォームとして提供することを目的に開発されました。このプラットフォームで扱っているデータの概要は以下の通りです。

表 グローバル・チャイルド・ベネフィット・トラッカーに含まれる指標の分類

大項目	小項目
社会保障の適用範囲	・子どもに対する効果的な社会的保護の適用範囲 ・総人口に対する効果的な社会的保護の適用範囲 ・重度な機能障害のある人の効果的な社会的保護の適用範囲 ・子どものための社会的保護制度への支出
子どもの貧困	・子どもの金銭面での貧困 ・国の貧困ライン以下の世帯で暮らす子どもの割合 ・国際基準の貧困ライン以下の世帯で暮らす子どもの割合 ・多面的な子どもの貧困（多次元貧困分析:MODA+、子どもの多次元貧困指数:MPI）
各国の概要	・子ども中心の社会的保護に焦点を当てて、ユニセフなど関係機関が選んだ7つのウェブサイトのデータを参照して作成 リソース先の例： Scheme description International Social Security Association (ISSA) Your rights country by country – Employment, Social Affairs & Inclusion – European Commission (europa.eu)
用語集	・子どもの貧困と社会的保護の重要な用語について理解を深めるために、重要な用語がまとめられている

なお、プラットフォームではこうした各国の子どもの社会的保護の状況を示すデータセットへのアクセスに加えて、児童手当の実践にむけたコミュニティのページも作られており、児童手当の定着拡大に関するブログやイベント案内、ポッドキャストなどによる情報提供も行われています。

上記のグローバル・チャイルド・ベネフィット・トラッカーは以下のリンクからご覧いただけます。（英語版のみ）

[Child Benefit Tracker \(childbenefitstracker.org\)](https://childbenefitstracker.org)

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム情報発信

2024 年 3 月 29 日

今回は、国連防災機関（UNDRR）が 2023 年に実施した「2023 年障害者と災害に関する世界調査報告書（2023 Global Survey Report on Persons with Disabilities and Disasters）」をご紹介します。

➤ 調査の目的、結果

本調査は、2013 年以降に障害インクルーシブな災害リスク軽減（Disaster Risk Reduction）が進展したかを把握することを目的として、2013 年の調査のフォローアップとして実施されました。災害リスク軽減とは、新たな災害リスクの予防、既存の災害リスクの軽減、潜在的なリスクの管理を目的とするもので、レジリエンスの強化、ひいては持続可能な開発の達成に貢献するとされています¹。

2023 年の調査では、障害者が災害に対する備えができているか、障害者が早期警報や災害リスクに関する情報にアクセスしやすいか、障害者が国・地方レベルの災害リスク軽減計画を知っているかなどが確認されました。調査は 2023 年 1 月から 3 月にかけてオンラインアンケートで実施され、132 カ国から合計 6,342 件の回答が寄せられました²。回答者は、障害者とその介助者です。

その結果、過去 10 年間の障害インクルージョンの進展は限定的であることが明らかになりました。

報告書の概要は下記をご覧ください。

1. 災害への備えと災害リスクの情報

- 災害に対する備え（避難計画、非常用持ち出し袋など）を有していないと回答した人の割合は、2013 年の 71%から 2023 年の 84%に増加しました。地域別では、災害に対する備えを有していないと回答した人の割合が最も高かったのは、ヨーロッパ・中央アジア地域（92%）で、最も低かったのは太平洋地域（60%）でした。

¹ 世界的に合意された災害リスク軽減の方針は、2015 年 3 月に国連で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」に定められている。参照：UNDRR, Disaster risk reduction, <https://www.undrr.org/terminology/disaster-risk-reduction>

「仙台防災枠組 2015-2030」で期待される成果として「人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に削減」が目指されている。参照：外務省, 仙台防災枠組 2015-2030 仮訳, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000081166.pdf>

² 回答者の国籍は、アメリカ・カリブ海地域（44%）とアジア地域（47%）が多数を占める。それ以外の地域（アフリカ地域、アラブ地域、ヨーロッパ・中央アジア地域、太平洋地域、無国籍）を合わせても 10%程度であることに留意が必要。

- 避難の際に多くの困難に直面する、または支援なしではすぐに避難できないと回答した人の割合は、2013 年は 41%、2023 年は 39%でした。この回答をした人の割合が最も高かったのはヨーロッパ・中央アジア地域（44%）で、最も低かったのはアラブ地域（30%）でした。
- 2023 年には、早期警報が出された場合、回答者の 39%が避難に困難はないと回答しました。一方で、早期警報が出された場合でも、回答者の 23%は避難の際に多くの困難に直面する、または支援なしでは避難できないと回答しました。早期警報が提供された場合でも多くの困難がある、あるいは支援なしで避難できないと回答した人の割合が最も高かったのは、アメリカ・カリブ海地域（28%）で、最も低かったのはアラブ地域（15.5%）でした。
- 2023 年には、災害リスク情報へのアクセスに関する質問が追加されました。回答者の半数以上（56%）が、アクセス可能な災害リスク情報を知らない、またはアクセスできないと回答しました。この回答をした人の割合はアジア地域で最も高く 64%で、アフリカ地域で最も低く 33%でした。

2. ガバナンス

- 国レベルの災害リスク軽減計画を知っていると回答した人の割合は、14%（2013 年）から 11%（2023 年）に、地方レベルの同計画を知っていると回答した人の割合は 17%（2013 年）から 14%（2023 年）に減少しました。国レベルの災害リスク軽減計画を知っていると回答した人の割合は、太平洋地域が最も高く、地域レベルの災害リスク軽減計画を知っていると回答した人の割合は、アフリカ地域が最多を占めました。
- 2023 年に地方レベルの災害リスク軽減計画が障害者特有のニーズに対応していると回答した人の割合は、全体の 8%でした。
- 2023 年には、回答者の 16%が、国・地方自治体に障害インクルージョンのための専門的な役職・役割（災害リスク軽減に限定しない）が設置されていると回答しました。一方で、これらの役職・役割には、必ずしも障害インクルーシブな危機管理の専門知識を持つ職員が配置されているわけではないとの報告がありました。国・地方自治体に障害インクルージョンのための専門的な役職・役割が設置されていると回答した割合が最も高かったのはアフリカ地域で 39%、最も低かったのはアラブ地域で 10%でした。

3. 意思決定への参加

- 2013 年、2023 年ともに回答者の 86%が、コミュニティレベルでの災害リスク軽減に関する意思決定に参加していないと回答しました。参加していない理由としては、災害リスク軽減の認知度の低さ、コミュニティレベルでの災害リスク軽減に関するガバナンスメカニズムの欠如、移動手段の問題、情報へのアクセシビリティが確保されていないこと、意思決定の場に招かれなかったことなどが挙げられました。
- 2013 年（51%）に比べ、2023 年（57%）では、より多くの回答者がコミュニティにおける災害リスク軽減に参加する意思を示しました。最も意欲があると回答したのはアフリカ地域（91%）でした。
- 回答者の 75%が、障害者の災害リスク軽減プロセスへの参加を確保するメカニズム（フォーラムの開催、代理人による参加、コミュニティベースの情報発信、オンラインプラットフォームなど）がないと回答しました。一方、太平洋地域では、参加を確保するメカニズムがないと回答した人の割合が他の地域より比較的低く 66%でした。同地域では、障害者の参加を確保するためのメカニズムが比較的多く利用可能であることを示唆していると考えられます。

4. 優先事項

2023 年の調査では、災害リスク軽減における障害インクルージョンを加速させるための優先事項を尋ねる質問が追加されました。上位 5 つの優先事項は以下の通りです。

1. 貧困や不公正といった根本的なリスク要因への対処。こうしたリスク要因は、個人やコミュニティが災害リスクを軽減したり、対応したりする能力を低下させる恐れがあるため。
2. 災害リスク軽減へのユニバーサルデザインの適用による、アクセスしやすく災害に強いインフラ・施設・交通手段の確保。
3. 啓発・教育・能力開発の機会を通じた、災害に対する障害者の備えとレジリエンスの向上。
4. 障害インクルーシブな防災・減災の実現のための関係者間の協力。
5. 障害者が災害リスク軽減のプロセスや意思決定に公平に参加できるよう、障害者特有のニーズが満たされることを担保。

地域別では、アフリカ地域、アメリカ・カリブ海地域、アラブ地域、アジア地域では「1. 貧困や不公正といった根本的なリスク要因への対処」を回答した人が最多でした。ヨーロッパ・中央アジア地域と太平洋地域では、「3.啓発・教育・能力開発の機会を通じた、災害に対する障害者の備えとレジリエンスの向上」が最多でした。

5. 提言

以上の結果を踏まえ、以下の提言が示されました。

- 政府は国際法を遵守して、障害者のニーズに対応し、アクセスしやすい災害リスク情報や効果的な早期警報システムを実現しなければならない。また、避難計画を含む災害計画に障害者を参加させ、それらがコミュニティに確実に届くようにしなければならない。これには、行政レベルや省庁の垣根を越えて、障害者の権利に関する条約や国内の障害者法を遵守し、実施することが含まれる。
- 政策決定者は、障害者のインクルージョン、および障害者の公平な参加が法的義務であることを深く認識する必要がある。障害の専門家によるリーダーシップが不可欠であり、障害者は、災害に強い社会を実現するためのすべての政策立案と実施に参加すべきである。
- 政府と災害リスク軽減の関係者は、災害リスクを軽減・予防するためのあらゆる施策において、障害者とそうでない人の間の公平性を確保するための対策を緊急に講じなければならない。これには、障害者を排除するような通信・情報、早期警報システム、インフラ設計等への対処が含まれる。

2023 Global Survey Report on Persons with Disabilities and Disasters は、以下からご覧いただけます。

<https://www.undrr.org/report/2023-global-survey-report-on-persons-with-disabilities-and-disasters>

全体会合実施報告書

1. 第1回全体会合の目的

- プラットフォームの立上げと会員同士の人的関係の形成のためのフラットな意見交換の機会とする。
- プラットフォームの目的や今後の活動に関して関係者間で共通認識を醸成する。

2. 開催日時

2023 年 10 月 31 日（火）13:30～15:30

（任意参加のオンライン懇親会 15:30～16:00）

3. 開催方法

なるべく多くの参加者を募る目的で、Zoom 開催としました。

4. プログラム

	内容	目的・実績等	担当	時間
1	注意事項の案内	▪ 全体会合の流れや注意事項等を案内した。	ICNet	5 分
2	開会のあいさつ		JICA 亀井部長	5 分
3	JGA・PF に関する説明	▪ JGA や PF の設立目的や内容について共通認識をもつ。	JICA 社保 T	10 分
4	会員の現状や PF 活動案に関する説明	▪ 現在の会員の属性や関心等について共通認識をもつ。 ▪ PF の活動案について発表を行い、活発な意見交換につなげた。 ▪ グループワークの説明を行った。 ▪ 3 と 4 に関して質疑応答の時間をつくった。	ICNet	20 分
5	PF の活動に関する意見交換（11のブレイクアウトルーム）	▪ 会員同士の相互理解を深めると同時に、会員のニーズを把握する。 ▪ 今後の活動についてアイデアを想起する。 ※各グループで5分程度休憩をとった。	ICNet JICA	50 分
6	発表	▪ メインルームで各グループの意見を発表		20 分

		するとともに、アンケートであがってきたその他のアイディアも共有することで、PF活動についての多様な意見を確認した。		
7	まとめ	▪ 議論内容の総括を行い、会員が議論に貢献できたことを実感してもらう。 ▪ 今後の活動予定について案内した。 ▪ 写真撮影 ▪ 事後アンケートの記入依頼	ICNet	10 分
8	懇親会	▪ 会員同士の交流を深めた。		

5. 参加者

49 名の会員のみなさんにご参加いただきました。

6. グループワーク結果

議題（プラットフォームを活用してやれそうなこと・やりたいこと、それを実現するために必要なツール・活動・体制）についてグループで議論を行いました。議論の概要は以下の通りです。

(1) 分科会

- ・各自の関心を深掘りする場として分科会を設置し、理解を深めたい。
- ・テーマごとの分科会を作り、プロジェクト・プログラムを実践してみたい。
- ・経験を分かち合う場として、地域軸や興味関心軸ごとに集まり、グループワークやグループディスカッションを行いたい。

(2) 会員の活動紹介

- ・会員の活動紹介を行ってほしい(情報発信に含めるなど)。
- ・団体や個人の強みリストを作ってほしい(事例共有ができる項目、レクチャーができる項目についてまとめる)。

(3) 勉強会・事例検討会

- ・現場の課題や工夫などを知る機会として、事例検討を行いたい。
- ・テーマを決めて事例収集を重ねるのはいかがでしょうか。
- ・強みを生かした勉強会（専門領域、個人的職業経験など）
- ・障害の中でも特に同じ興味関心を持っている人同士の勉強会や、本当に障害なのかなど概念そのものを問い直す勉強会があってもいいのではないか。
- ・国の軸だけでなく、横断的なテーマも軸に入れ、「障害と女性」「障害と難民」など、さま

ざまな脆弱性が交差しているテーマを取り扱いたい。

(4) 緩やかな交流の場

- ・カジュアルな交流の場が必要。
- ・Slack、Teams など会員が相互に書き込みができるツールを利用した交流・発信の場が必要。
- ・雑談が重要である。雑談の中に重要なヒントやアイデアがある場合があるため。
- ・Facebook 等のメディアを使うのも手。コミュニティプラットフォームとして TailorWorks というツールもある。[\(https://tailorworks.com/\)](https://tailorworks.com/)

(5) 情報発信記事について

- ・加盟団体の人材募集案内をしてはどうか。

(6) マッチング

- ・民間企業や財団など資金はあるが実施者を探している団体があるかもしれない。会員がやりたいことを提案し、団体が受けるなどできたらよい。
- ・盲ろう者協会で海外事業を実施したい時に人材がいらないケースがある。そのような際にプラットフォームを活用したい。
- ・ニッチ分野に従事しているので、プラットフォームを活用して人材探しを行いたい。

7. アンケート結果

33 名の会員から回答をいただきました。回答の概要は以下の通りです。

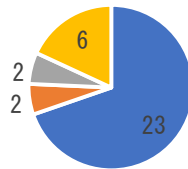
Q1. 全体会当日に参加しましたか？

- ・アンケートに回答した 33 名の会員のうち、当日参加した人は 23 名
- ・アンケートに回答した 33 名の会員のうち、当日参加はできず、配布資料のみ確認した人は 2 名
- ・アンケートに回答した 33 名の会員のうち、当日参加はできず、録画のみ確認した人は 2 名
- ・アンケートに回答した 33 名の会員のうち、当日参加はできず、配布資料と録画を確認した人は 6 名

Q2. 全体会合に満足していますか？（1：とても不満足～4：とても満足）

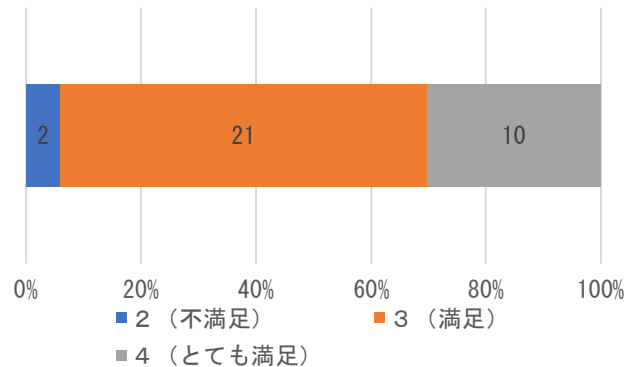
- ・アンケートに回答した 33 名の会員のうち、2：不満足と回答した人は 2 名
- ・アンケートに回答した 33 名の会員のうち、3：満足と回答した人は 21 名
- ・アンケートに回答した 33 名の会員のうち、4：とても満足と回答した人は 10 名

Q1. 全体会合当日参加しましたか？



- 当日参加した
- 当日参加はできず、配布資料のみ確認した
- 当日参加はできず、録画のみ確認した
- 当日参加はできず、配布資料と録画を確認した

Q2. 全体会合に満足していますか？
(1：とても不満足～4：とても満足)



Q3. 満足度の理由を教えてください。(以下、抜粋)

- ・ JICA の取り組みや本プラットフォームの活用方法を学ぶことができたから。
- ・ 会員の所属先や活動について聞くことが出来、有益だった。
- ・ 少人数のグループで討議ができた。
- ・ 当日参加できなくても後日動画をみることができたため。
- ・ 本プラットフォームには、障害者団体もいれば、開発コンサルタント会社もいたり、海外での活動が主のところもあれば、国内での活動が主のところもあったりと多岐にわたっているの、それぞれどのような目的、分野でどのような活動をしているのか、全体的に紹介する場があるとより良かったと思いました。

Q4. 会合の中で参考になった情報や他の参加者の意見は、何ですか？(以下、抜粋)

- ・ 多くの方が「社会保障・障害と開発」分野はとても広く、興味や専門が違うメンバーをまとめることが難しいと思っているということに気づいた。その上で分科会などの定期的な実施はせっかくできたネットワークを維持するためにとても有用だと思った。
- ・ 他ドナーとの情報交換をしてはどうかというアイデアを聞いて新鮮だった。オンラインでも対話は可能だと思った。
- ・ 会員団体や参加者が、どこでどのような活動をしているのかわかるようなマップを作製するのが会員間の情報交換の手助けになる、という意見がグループの中で出ました。
- ・ 1) 事務局がリードしていく重要性、2) 雑談の重要性、3) 障害を狭い視野で見るのではなく、広い視野で見ることの重要性

Q5. 全体会合の運営面について、改善点があれば教えてください。(以下、抜粋)

- ・ 今回通訳介助者を準備する時間がなかったのですが zoom の字幕機能はかなり役に立つことを感じると同時に、最初から発言者側に日本語設定にするようお願いすればよかった

なあと後悔しています。遠慮してしまいました。

- ・手話通訳のためのスポット設定に問題があったのか、ビデオオフの時も黒い画面が残ったり、司会の方の画面も残っていて、通訳画面が小さかった問題がありました。また通訳画面があちこち移動してしまって見にくかったことがありました。今後、工夫頂ければ嬉しいです。

- ・受け身の視聴とならないよう、ブレークルームを設定するなど工夫が見られました。時間的な配分を検討していただければ、さらに円滑に展開すると思われます。

- ・年間スケジュールなど先の見通しをいただきたいです。

- ・世界中で活動されている方がいることを鑑みると、オンラインで会合や勉強会を行う場合は日本時間でも遅めの時間から開始いただけると良いと思いました。

Q6. その他、事務局に対してご意見、ご質問があればご記入ください。(以下、抜粋)

- ・第1回の会合なので、会員の自己紹介をメインにしてもよかったのでは？と思う。ブレイクアウトセッションを何回も繰り返して、いろんな方と交流したかったです。

- ・全体会合に参加し、事務局の「リード（主導）」の重要性を改めて感じた。

- ・参加者の興味が多岐に亘っているため、今後はボランティアベースで作業部会を作り、それぞれの興味関心をベースにした自主勉強会の開催など、会員からのオーナーシップを引き出すのも一案かと思いました（例えば、各参加者や部会からの企画書案をベースにしたイベント・勉強会開催の補助費用を JICA が負担するなど）。来年夏までで終わらない、持続可能なプラットフォームの在り方を、今一度参加者で考える機会を早めに設けると良いかと思います。

2024 年 1 月～3 月までの団体会員の取り組み紹介

社会保障・障害と開発分野プラットフォーム 団体会員の取り組み紹介

2024 年 1 月 15 日

1. 団体名	アイ・シー・ネット株式会社
2. HP	https://www.icnet.co.jp/
3. SNS	インスタグラム: https://www.instagram.com/icnetlimited/ note: https://note.com/icnetlimited/
4. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	中南米地域において、すべての人がアクセスしやすいインクルーシブな保健・医療に向けた現状、課題等について情報収集し、今後の事業展開の可能性を検討するための調査を実施しています(JICA「中南米地域インクルーシブな保健・医療サービス拡大に係る情報収集・確認調査」、2023 年 12 月～2024 年 3 月)。障害者は、高い若年死亡率や、うつ病、喘息、肥満、糖尿病といった非感染性疾患を発症するリスクが高く、障害者の健康格差が問題となっています。同調査は、国内外の障害者支援に取り組む「特定非営利活動法人ばあとなあ」と協働で実施し、車椅子ユーザーである同法人の代表と一緒に現地調査を行っています。当事者の声を反映させることで、包括的で公平な保健・医療システムの構築を目指しています。  ボリビアの首都ラパスの急な坂道を、車いすを押して登る調査団の一行。 トルコでは、2023 年 2 月に発生した「トルコ・シリア大地震」を受け、心理社会ケアが必要な難民を含む被災地を対象にした「心理社会的支援能力強化のためのパイロット活動」を実施しています。(詳細はこちら)

1. 団体名	一般社団法人アフリカ開発協会
2. HP	http://afreco.jp/
3. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	当協会では、会員企業とともに、水や電気の供給といったインフラ事業、医療のボトムアップを図るための保健関連事業など様々な分野でアフリカ開発の一助となるべく活動しています。 当協会は、生まれ育った環境のためにきれいな水が飲めない、十分に食事ができない、仕事を得ることができない、という不平等があってはいけないと考えています。それを少しでも是正していくことを目標としていますが、今現在は保健医療・公衆衛生に特に重点を置いています。2024 年にはケニアで eHealth の実証実験を行う予定で、この企画ではへき地に暮らす人々の健康状態をどう病院ひいては国が把握できるかを考え、取り組んでいきます。 加えて、かねてよりアフリカにこそ自動車損害賠償責任保険、あるいはその概念が必要なのではないかと訴え、数か国に働きかけを行ったが実現には至っていません。今後もきっかけを作って、間違いなく車社会であるアフリカで、また貧しい環境の人々が忘れられがちなアフリカで、自賠責保険を浸透させることを模索したいです。

2024 年 1 月 31 日

1. 団体名	NPO 法人ウィーログ
2. HP	https://www.wheelog.org/
3. SNS	Facebook: https://www.facebook.com/b.free.map X: https://twitter.com/WheelLog_App
4. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	車いす利用者など移動困難者向けのバリアフリー地図アプリ「WheelLog!」を開発運営している。同アプリのダウンロード数は 10 万を超えており、バリアフリートイレや飲食施設等の情報が 55,000 件以上投稿されている。 また、同アプリを活用してバリアフリーの理解を普及・促進させる車いす体験イベントを全国各地で実施している。その他、教育機関での授業、企業研修・コンサル、バリアフリー調査/マップ制作、啓発動画制作、行政に対するアドボカシー活動等を行なっている。 こうした取り組みは国内外からも高い評価を受けており、国土交通省のバリアフリー化推進功労者大臣表彰や STI for SDGs 文部科学大臣賞など多くの受賞をし、海外からもドバイ万博のグローバルイノベーター表彰やマサチューセッツ工科大学主催の MIT SOLVE でも受賞している。 バリアフリー化推進の活動を通して「車いすでもあきらめない世界」の実現を目指す。
5. 取り組みの写真	 あなたの行けたが 誰かの行きたいに みんなでつくるバリアフリーマップ WheelLog!

1. 団体名	一般社団法人 WITH PEER
2. HP	https://www.withpeer.org/
3. SNS	Instagram: https://www.instagram.com/with_peer_official/ Facebook: https://www.facebook.com/WITHPEER
4. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	セネガルにて障害者のエンパワメントと社会参加促進を後押しすることを目的に活動している。 具体的な取り組み例 ①現地の障害者スポーツ団体、障害者センター、スペシャルオリンピックスなどと連携して、障害児・者が障害の種別に関係なくスポーツにアクセスできるようにすること ②ボッチャなどのユニバーサルスポーツを通じて障害者と非障害者の心理的、社会的距離を縮めるための交流会を実施すること ③そうしたイベントを現地の障害当事者が運営できるようワークショップを実施すること ④男女共に視覚障害児がブラインドフットボールを継続的にプレーできるよう障害当事者を含む指導者を養成すること ⑤「障害の社会モデル」という視点に基づく行動獲得を目的に、障害当事者を含むパラスポーツ関係者に対して障害平等研修(※)の実施。 ※障害平等研修フォーラム https://detforum.org/
5. 取り組みの写真	 障害者センターで、これまでセンターに通ったことがなかった人も誘ってボッチャを開催した時の様子。

2024 年 2 月 15 日

1. 団体名	(株)オリエンタルコンサルタンツグローバル
2. 団体 HP	https://ocglobal.jp/
3. 団体 SNS	Facebook: https://www.facebook.com/ocglobalnewvoices LinkedIn: https://www.linkedin.com/company/ocglobalnewvoices
4. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	オリエンタルコンサルタンツグローバルでは、インフラ案件では医療施設、教育施設等様々な施設建設、空港や鉄道などの公共交通機関等でのバリアフリーの推進を含めたアクセシビリティの確保等の取り組みや、技術協力プロジェクト等の非インフラの案件においても、障害の主流化を進めるため、障害者の参画、CP 職員への理解の促進をプロジェクトの活動に含めています。 具体的には、施設案件においては障害者団体の参加によるレビューを実施したり、障害者が直接の裨益者ではない技術協力プロジェクトにおいても、プロジェクトで作成する教材に字幕や手話通訳を付けて作成する等、プロジェクトの成果が可能な限り多くの人々に裨益するように実施しています。 社内では、障害の主流化を含めた社会包摂に関心のある社員が部署横断で勉強会を行って、事例の共有などを行っています。



政府職員の高齢者体験キットを用いた駅舎施設の模型を使ったワークショップ

1. 団体名	株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング
2. 団体 HP	https://www.k-rc.co.jp/
3. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	開発途上国の社会保障分野の技術協力プロジェクト/調査を多岐にわたり実施しています。調査では、児童福祉、高齢化対策、社会福祉人材等の分野で知見があります。技術協力プロジェクトとしては、「ベトナム国診療報酬及保険適用診療サービスパッケージ改善プロジェクト」、「モンゴル国生活困窮者のための就労を中心とした自立支援システム強化プロジェクト」等があります。 障害と開発分野では、長年にわたり、モンゴルにおいて障害者就労支援とインクルーシブ教育推進に取り組んでいます。また、課題別研修「インクルーシブ教育」(JICA 横浜)を 2014 年から実施するほか、JICA 事業の障害主流化促進に係る調査にも携わっています。 また、日本の経験を開発途上国で生かすべく、国内の調査や自治体の計画策定支援等にも取り組んでいます。一例として、千葉県香取市にて、地域福祉、高齢者保健福祉、障害福祉の計画策定支援を行っています。



モンゴルの化粧品工場で働くシジルムンフさん(知的障害者)。プロジェクトが養成した「ジョブコーチ」が就職から定着まで支援しました。

2024 年 2 月 29 日

1. 団体名	合同会社 適材適所
2. HP	https://tekizaitekisho.org/
3. SNS	
4. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	適材適所は、社会保障・障害と開発関連プロジェクトにおいて幅広いコンサルティング・サービスを提供しています。過去には、JICA、ADB、日本財団、NGO への技術サービスを提供し、インドネシア、ウガンダ、エジプト、キルギス、シリア、スリランカ、タイ、トルコ、パラグアイ、フィリピン、ベトナム、マラウイ、モンゴル、ヨルダンなどの国での案件形成・評価・運営、情報収集等を担当しました。最近では、移民・難民に関する案件評価や情報収集調査も増え、必ず障害の視点を入れるよう尽力しています。これまでに従事したテーマは多岐にわたり、物理的・情報アクセシビリティ、就労、保健（精神保健、支援機器、地域に根ざしたリハビリテーションなど）、教育、女性障害者に対する暴力防止、障害の主流化、国連障害者権利条約などに携わりました。コンサルタントの専門的で実用的な知見を活用して仕事をしています。 私たちが大切にしていること ・ お客様のニーズに柔軟に対応すること ・ 国連障害者権利条約の理念。特に 「Nothing about us, without us」 ・ 障害の主流化
5. 取り組みの写真	 2023 年 9 月 南米パラグアイのコロネル・オビエド市で活動する聴覚障害者団体 ASORCO に聞き取り調査した際に撮った団体記念写真。JICA の技術協力プロジェクト「パラグアイ国障害者の社会参加促進プロジェクト」の詳細計画策定調査に従事した。手話通訳者の数が足りておらず、聴覚障害者の声がなかなか行政に届かないという状況について議論した。

1. 団体名	国際リハビリテーション研究会
2. HP	https://int-rehabil.jp/
3. SNS	https://www.facebook.com/pages/category/Nonprofit-Organization/ 国際リハビリテーション研究会-1951070205159667/
4. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	当会は、国際性という文脈を帯びた場におけるリハビリテーションの実践と探究を目的としています。 具体的には、 ・ リハビリテーションや介護・福祉そして障害と開発における国際協力 ・ 日本国内に住む外国につながりを持つ人たちへのリハビリテーションや介護・福祉 などをその実践と探究のスコープに入れています。 そして、活動としては、 ・ 学術大会の開催 ・ 学術誌「国際リハビリテーション学」の発行 ・ 各種勉強会やセミナーの実施 ・ ホームページ、Facebook、メーリングリスト、ニュースレターなどを通じた情報発信 などを行っています。 いわゆるリハ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）だけでなく、ご自身が障害をお持ちの皆さん、開発学・人類学・社会学・地域研究などを専門とする研究者の皆さんがこの会の活動に参画し、国際リハビリテーションという領域を厚みと広がりのあるものに育ててくれることを期待しています。
5. 取り組みの写真	 国際リハビリテーション研究会学術大会の一場面より

2024 年 3 月 15 日

1. 団体名	特定非営利活動法人 支援技術開発機構
2. 団体 HP	https://www.atdo.jp/
3. 団体 SNS	Facebook: https://www.facebook.com/ATDO2006/
4. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	当法人は、障害者の情報アクセシビリティの改善に関する取り組みを国内外で実施しています。主にデジタル録音図書の国際規格である DAISY (Digital Accessible Information System) を活用した図書の製作・活用技術移転や普及活動、それを活用した防災や教育に関するプロジェクトを、各国の関係者と協力しながら実施しています。 現在、エクアドルで「アクセシブルな著作物制作・活用体制整備アドバイザー業務」(JICA) を実施しており、エジプトでは「情報アクセシビリティの改善による障害者の社会参画促進プロジェクト」(JICA) を 2021 年まで実施し、その後現地の団体と共催の防災教材を含む DAISY 読書体験会等の活動をしています。 他に、これまで、ベトナム、フィリピン、タイ、インド、南アフリカ等での視覚障害、発達障害、知的障害、肢体不自由等の読みに困難のある人たちとの活動経験があります。
5. 取り組みの写真	 プリントディサビリティをもつ子どもを対象にした DAISY 図書体験会の様子

1. 団体名	障害分野 NGO 連絡会 (JANNET)
2. 団体 HP	https://jannet-hp.normanet.ne.jp/
3. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	1993 年に設立された障害分野 NGO 連絡会 JANNET(ジャネット)は、アジア太平洋およびその他の地域において障害分野の国際協力を行っている民間の市民社会組織(CSO, NGO) のネットワークです。 JANNET には、障害分野でプロジェクト協力を実施している団体、難民支援や保健分野から障害に関心を向けてきた団体、国際研修実施機関、国際交流を行う団体などが加盟しており、それぞれの経験と専門性を共有する「出合いの場」を提供しています。 途上国をはじめ世界の障害分野で、これまで先駆的な役割を担ってきたのは民間組織であり、障害のある人々の状況を良くしようと活動してきた取り組みを支援することは効果的なことです。 国連の「障害者権利条約」をはじめ「アジア太平洋障害者の権利を実現するためのインチョン戦略」「持続可能な開発目標(SDGs)」の実施と達成を見据え、各国の人たちと対等なパートナーとして共生・共存する活動が進められることを目指しています。
4. 取り組みの写真	 2023 年 12 月 2 日に開催された 「JANNET30 周年記念大会」 記念講演の様子

2024 年 3 月 29 日

1. 団体名	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
2. 団体 HP	https://www.savechildren.or.jp/
3. 団体 SNS	Facebook X Instagram Youtube LINE
4. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	セーブ・ザ・チルドレンは子どもが虐待、ネグレクト、搾取、暴力を受けることなく安心・安全に育つことができるように、また、もしそのような被害に遭ってしまった場合に適切に対応がなされるように、行政や地域社会、保護者、子どもなどさまざまな関係者とともに「子どもの保護」に関する取組を推進しています。例えばバングラデシュやウガンダでは子どもをこれらのリスクから守るための子どもの保護システム強化に向けた活動を地域住民や行政と連携しながら実施し、カンボジアでは学校関係者と協働し、小学校における子どもに対する暴力の撲滅事業を実施しています。日本国内でも子ども虐待予防のための政策提言や啓発活動を実施しています。 また、モンゴルではインクルーシブ教育の推進を行い、小学校から中学校への引継ぎ体制の強化や、生徒同士の助け合いを推進する生徒会活動の支援などを行っています。
5. 取り組みの写真	 © Save the Children カンボジア：ボディ・マッピングを使って学校における暴力について話し合う子どもと教員

1. 団体名	DPI 日本会議
2. 団体 HP	https://www.dpi-japan.org/
3. 社会保障・障害と開発関連の取り組み	格差社会の世界的な広がりや、紛争・自然災害、COVID-19 を初めとする感染症などによりさらに厳しく困難な状況を改善すべく、世界 DPI やアジア太平洋と協力し、障害当事者が障害者権利条約実施のための運動を継続できるよう支援をしています。条約で重視されている第 19 条「自立した生活及び地域社会への包摂」の起草は DPI 日本会議の提案がもととなっています。DPI 日本会議では途上国での自立生活の実現を目指し活動しています。アジア、中南米、アフリカでの自立生活センターの誕生・発展を支援しています。誰も取り残さない 2030 年までの SDGs(持続可能な開発目標)達成でも、各目標での障害インクルーシブな開発のため自立生活を実現しようとしています。 最近では DPI 世界ネットワーク再構築に尽力し、ESCAP を初めとする国連機関、IDA(国際障害同盟)を含む国際 NGO、TICAD などの政府事業、SDGs ジャパンなどの国内市民社会団体と連携し、国際社会の一員として活動を行ってきています。
4. 取り組みの写真	 JICA 自立生活研修を日本で終了後、アフリカの研修生と DPI アジア太平洋の協力で途上国の自立生活の実情を学ぶために、タイのエメラルド寺院のアクセス・チェック実施。